

# 栃木市国土強靱化地域計画 (案)

令和8年3月

栃木市

# 目 次

	頁
序 章 計画の目的と位置づけ .....	1
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	2
第 1 章 本市の地域特性 .....	3
1 本市の概況 .....	3
第 2 章 地域計画策定の基本的な考え方 .....	10
1 基本理念と目標 .....	10
2 基本方針 .....	11
第 3 章 脆弱性評価 .....	13
1 脆弱性評価の考え方 .....	13
第 4 章 施策分野別の推進方針 .....	32
1 個別施策分野の推進方針 .....	32
2 横断的施策分野の推進方針 .....	41
3 重要業績評価指標（KPI）の設定 .....	44
第 5 章 計画の推進及び進捗管理 .....	49
1 重点的に実施すべき施策体系 .....	49
2 各種施策の推進及び進捗管理 .....	50
3 交付金等の活用による整備事業一覧 .....	51
参考資料 1 上位関連計画 .....	53
参考資料 2 本市のリスクシナリオ（国・県との比較） .....	60

# 序章 計画の目的と位置づけ

## 1 計画策定の目的

国は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」（以下「基本法」という。）を制定しました。さらに、平成26年度には基本法に基づき、「国土強靱化基本計画」を策定して、その後、更新を重ね、令和5年7月にも基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

また、栃木県は、国の「国土強靱化基本計画」との調和を図り、令和7年3月に「栃木県国土強靱化地域計画」の個別事業実施計画を更新しています。

本市では、平成27年9月関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風(台風第19号)による自然災害等で得た経験を踏まえ、令和3年3月に「栃木市国土強靱化地域計画」を策定し、災害時に市民の生活を守るとともに、起こりうる被害を最小限にとどめるための低減対策を図ってまいりました。

この計画の実績評価を行い、国土強靱化の理念を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を回避する災害に強いまちを目指し、「栃木市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### ◆国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さしなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス<sup>1</sup>）を推進するものです。

【出典】国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）

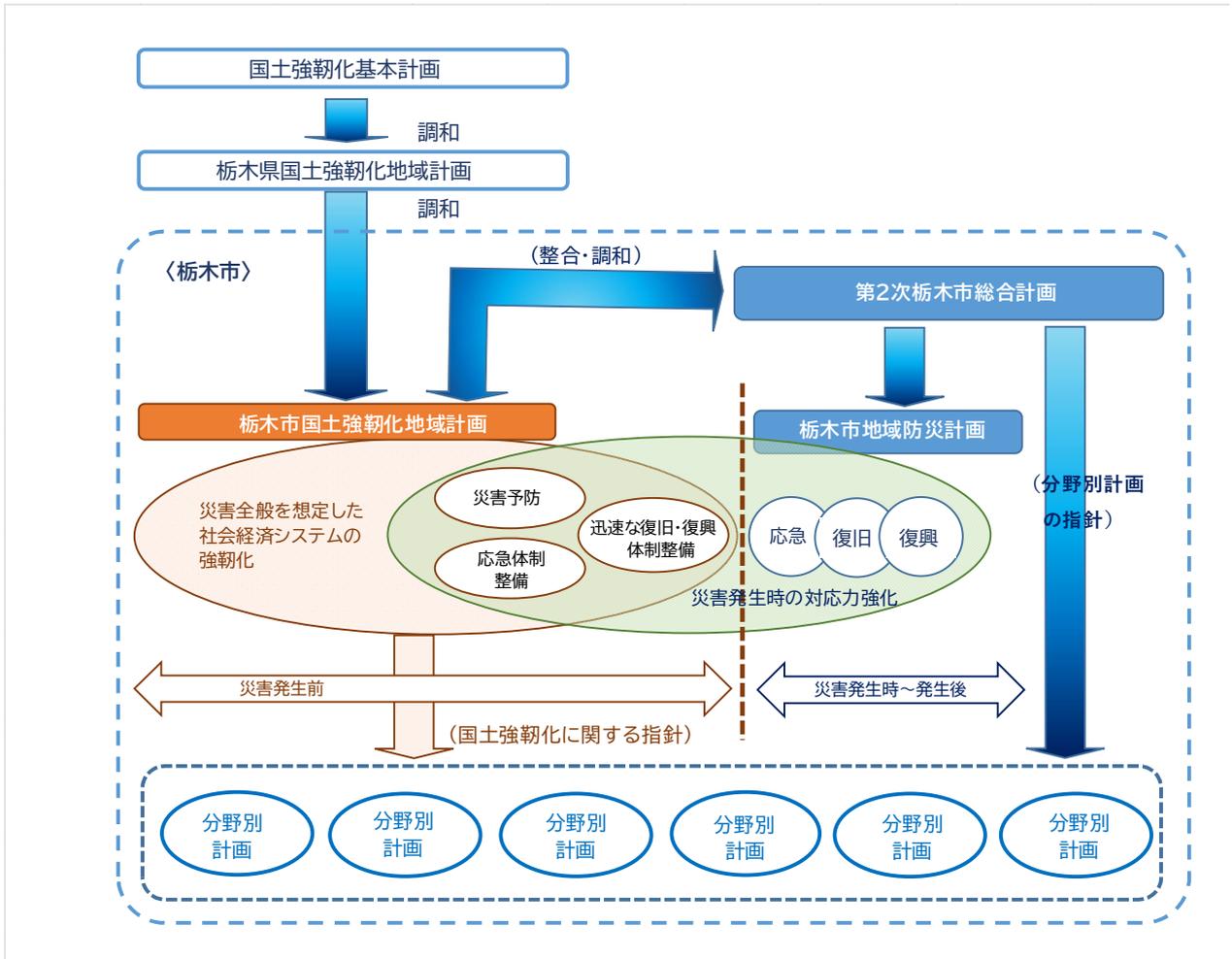
国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドライン（第2版）（令和5年10月）

1 【ナショナル・レジリエンス】国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき「強くてしなやかな」国をつくる考え方であり、国家的なリスクマネジメントの取組を意味します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法に基づき策定する国土強靱化に係る地域の総合的な指針であり、「国土強靱化基本計画」、「栃木県国土強靱化地域計画」との調和のもと、「第2次栃木市総合計画」を上位計画として連携を図り、策定するものです。

なお、本計画に定める国土強靱化に関する事項は、本市の各分野別計画に対する指針となり、災害対策基本法に基づく「栃木市地域防災計画」に対しても指針となるものです。



## 3 計画期間

本計画の計画期間は、災害に強い人づくり・地域づくりの施策の方向性を示すものであり、計画期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

なお、計画の見直しについては、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、リスクシナリオの再確認を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。

# 第1章 本市の地域特性

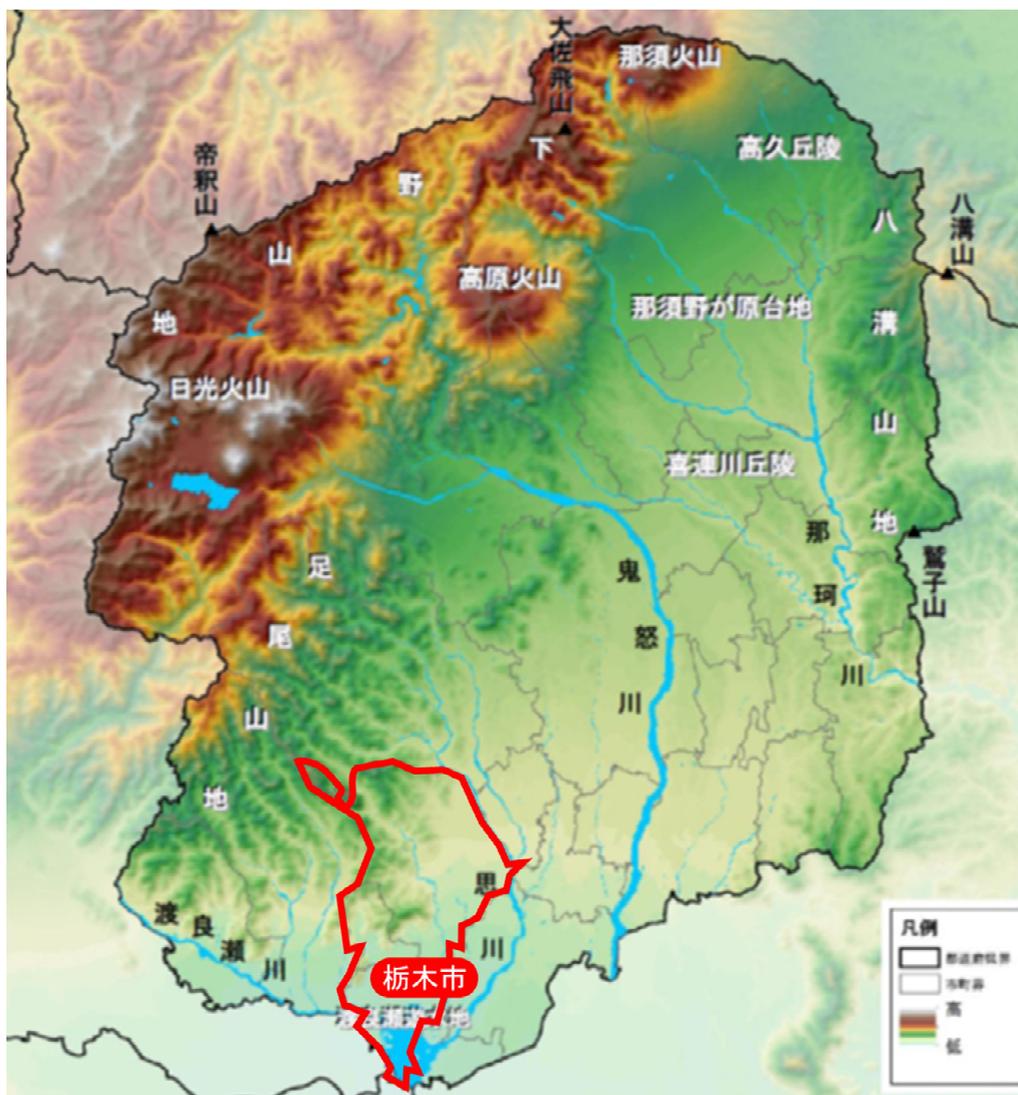
## 1 本市の概況

### (1) 地形・地質

#### ア) 地形

本市の地形は、中央部から東部にかけての平地と北部の山岳地帯、西部の山地、南部の低湿地帯に分けられ、さまざまな地形が分布します。このうち、北部の山岳地帯は、大倉山(455m)、谷倉山(599m)、三峰山(605m)等の山々が、西部には太平山(341m)、晃石山(419m)、馬入不山(345m)、三轟山(229m)等が連なり、南端は渡良瀬川や巴波川、他の河川の合流があり、低湿地帯である渡良瀬遊水地を形成しています。

図表1：栃木県の地形



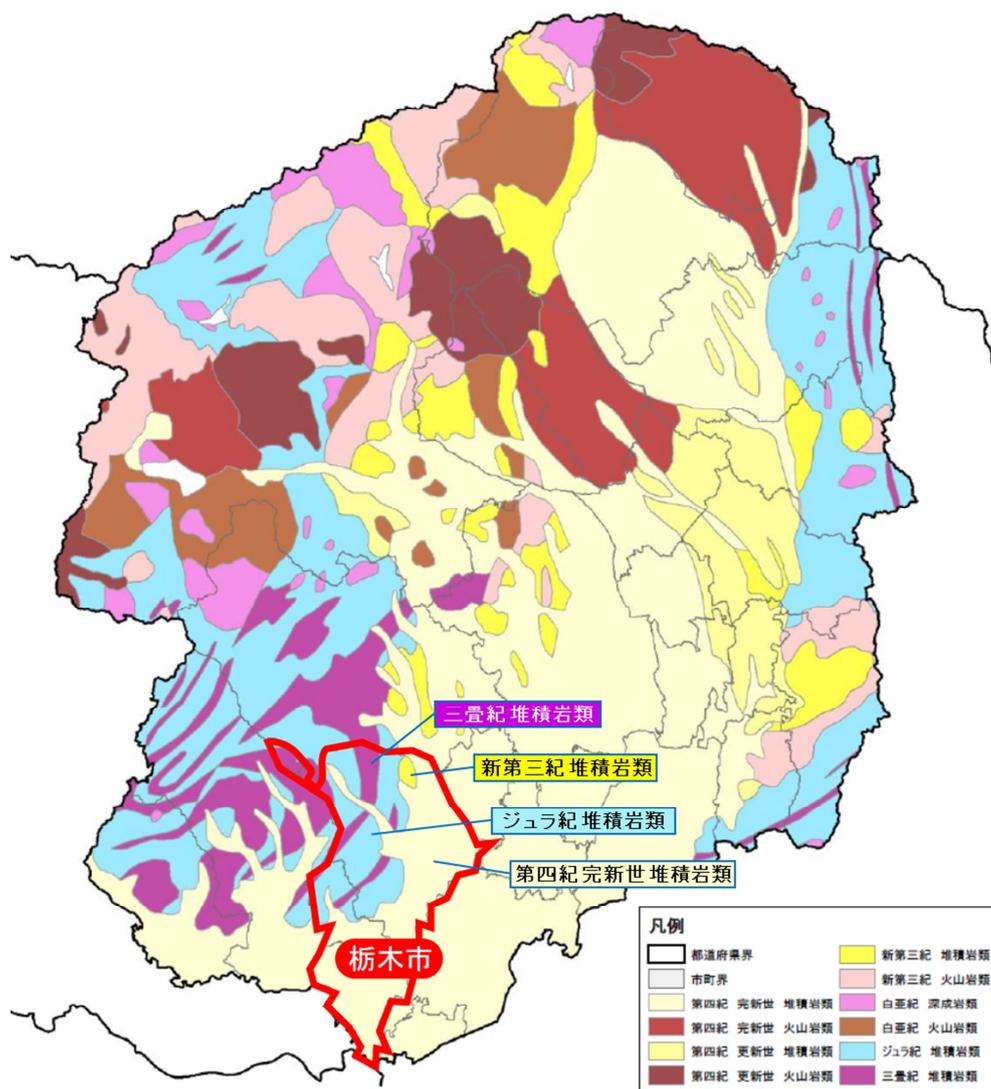
【出典】栃木県地震被害想定調査（平成25年度※一部加工）

## イ) 地質

栃木県は地質構造区分上、足尾帯に属しており、足尾・下野・八溝の3つの構造山地を形成しています。これらの基盤岩に中生代後期の火成岩類が貫入しています。構造山地に形成された構造盆地には、グリーンタフ変動期の火山性堆積物が厚く累積しています。これらはいずれも造山運動の影響を受け、複雑な構造を呈しています。この火成岩類の上位には第四系の堆積物が累積しています。

本市の地層は、最も新しい地質時代である新生代第四紀地層(沖積層)で構成されています。

図表2：栃木県の地質



【出典】栃木県地震被害想定調査（平成25年度※一部加工）

## (2) 気象

本市の気候は、温帯湿潤気候の太平洋側気候区に属するが内陸型気候に近く、一日の最高気温と最低気温の較差が比較的大きくなっています。夏場には太平洋側から吹いた風が山地側で上昇気流を起こすことで、雷雲が発生しやすくなり、本市を含む北関東全域では、落雷の多発とともに局地的に激しい突風や豪雨をもたらすことがあります。

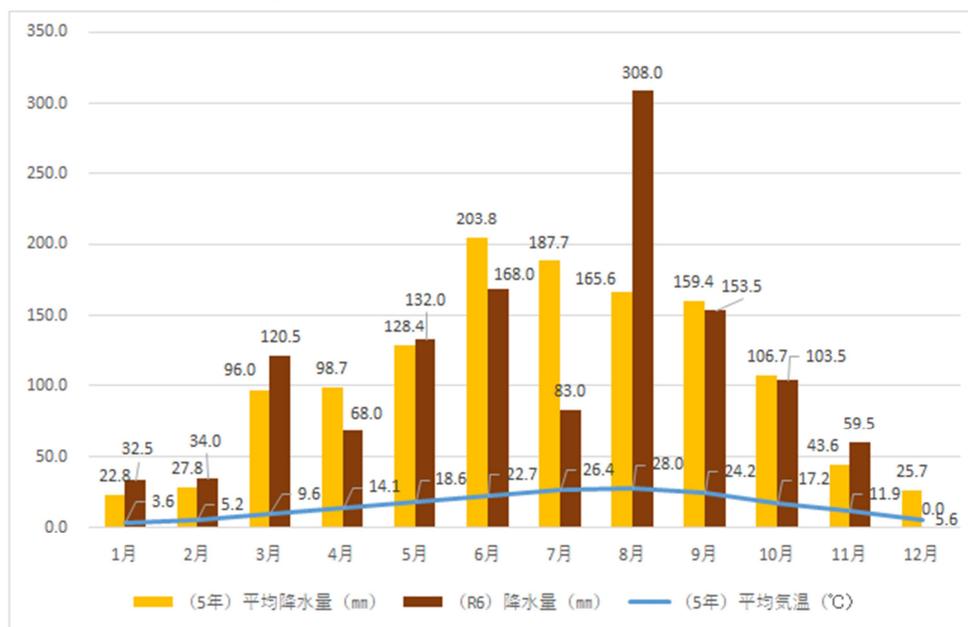
また、降水量は夏季に多く、冬季に少なくなっており、これは太平洋側気候の特徴でもあります。近年の年間平均降水量は 1,266 mm となっています。

図表 3：栃木市の月別気象統計（令和 2～6 年の 5 年間）

月	平均気温(℃)	降水量 (mm)	風速 (m/s)	湿度 (%) ※参考
1月	3.6	22.8	1.4	56.2
2月	5.2	27.8	1.5	51.6
3月	9.6	96.0	1.6	59.1
4月	14.1	98.7	1.6	58.3
5月	18.6	128.4	1.6	64.0
6月	22.7	203.8	1.6	74.4
7月	26.4	187.7	1.4	81.5
8月	28.0	165.6	1.5	74.6
9月	24.2	159.4	1.4	78.7
10月	17.2	106.7	1.2	75.9
11月	11.9	43.6	1.2	71.2
12月	5.6	25.7	1.5	64.7
全年	15.6	1,266.0	1.5	67.5
全年	15.6	67.5	1.5	1,266.0

【資料】消防年報より ※湿度：令和 4 年以降の統計がないため、参考値として平成 30～令和 3 年の 4 年間平均を表記。

図表 4：栃木市の月別気象統計（令和 2～6 年の平均と令和 6 年の比較）

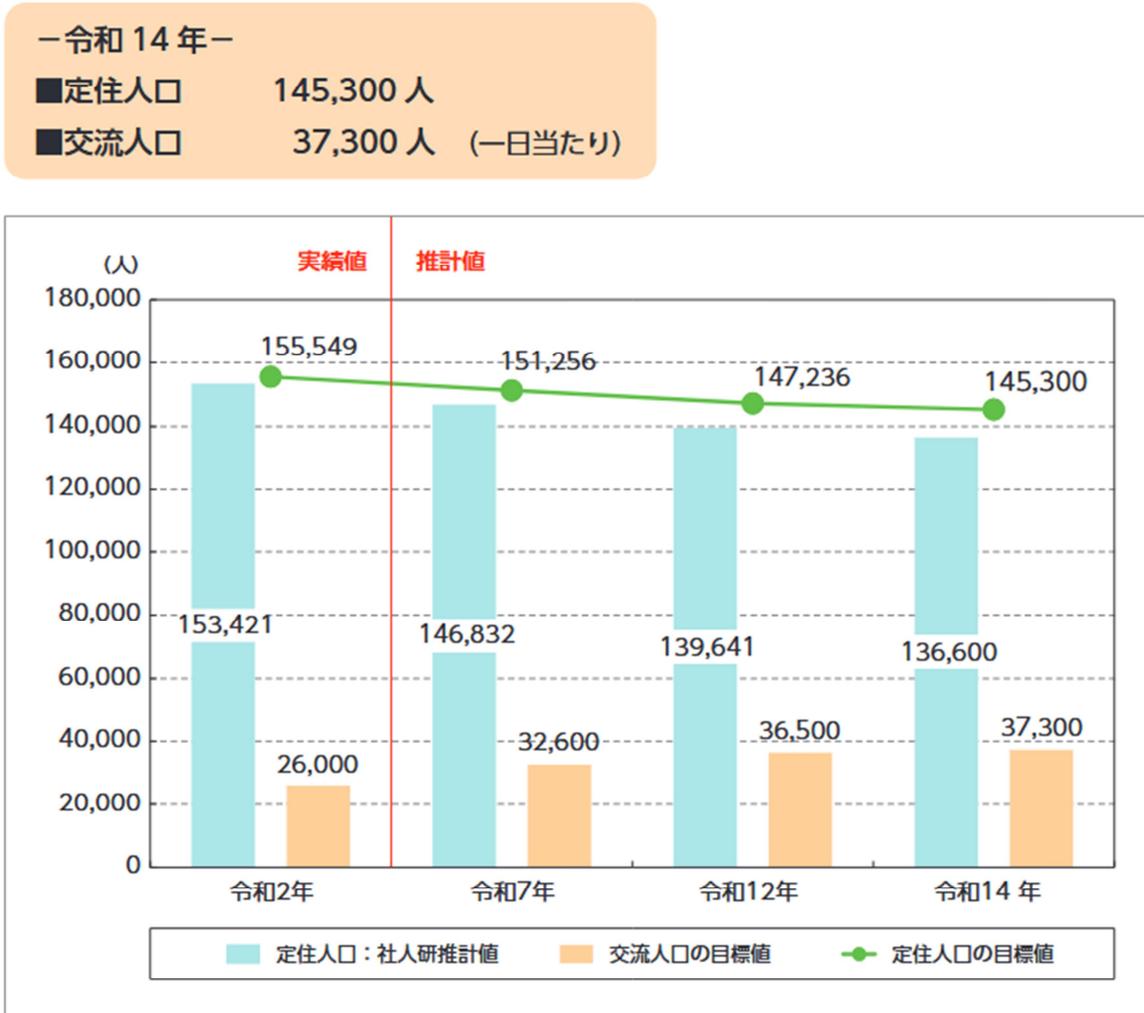


【資料】消防年報より(令和 3 年度版～令和 7 年度版)

### (3) 人口

将来人口については、第2次栃木市総合計画における人口の見通しを用いて、生活基盤整備等の面で重要な指標となる「定住人口」と、活力や賑わいの目安となる「交流人口」の目標値を設定します。

図表5：栃木市の将来人口（第2次栃木市総合計画より）



－定住人口について－（抜粋）

●本市に暮らす人々を定住人口と位置づけています。

－交流人口について－（抜粋）

●他市町や他県から本市を訪れ、働き、学び、楽しむ人々を交流人口と位置づけています。

## (4) 自然災害の発生履歴

### ア) 風水害等による被災履歴

本市で発生した自然災害は風水害等によるものが多い傾向がみられ、近年の被害をみると、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風 18 号や前線の影響で線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、本市でも 9 月 7 日夕方から 11 日朝にかけての総降水量が 400mm を超え、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害を被りました。

また、令和元年東日本台風(台風第 19 号)は記録的な大雨をもたらし、永野川の決壊をはじめ多くのか所で河川の破損・埋塞・落橋が発生したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生し、人的被害や住家被害、農業被害、地域の孤立など予測できないほどの災害に襲われました。

このように、本市の風水害の過去をみると、豪雨や台風による土砂災害、浸水被害等に見舞われており、今後もこのような被害が発生する危険性を有しています。

図表 6：台風・水害等による主な被災履歴（直近 20 年）

年月日	名称	被害概要
平成 23 年 9/4	強風	・台風第 12 号により大気の状態が不安定となり、市内で突風による住家破損 3 棟、倒木、仮設物破損の被害を受ける。
平成 24 年 7/17	強風	・市内の大塚町、国府町及び都賀町木等でダウンバーストと推定される突風が発生し、住家等の屋根瓦のめくれ及び倒木等の被害が発生した。 建物被害：住家の一部損壊 27 棟、店舗等の一部損壊 2 件 農業施設：パイプハウス等(全壊 1 棟、大破 15 棟、小破 23 棟)
平成 25 年 10/15～16	台風	・台風第 26 号による強風で被害が発生した。 住家被害：一部損壊 8 棟 農作物被害：被害額 5,053 千円(なす、そば等) 農業施設被害：パイプハウス(全壊 15 棟、大破 39 棟、中破 71 棟、小破 55 棟) 市有施設被害：部屋保育園の屋根破損等 9 件
平成 26 年 2/8～9 2/14～15	大雪	・大雪により、農作物及び農業施設に被害が発生した。 農作物被害：被害額 416,616 千円(いちご、ぶどう、トマト等) 農業施設被害：パイプハウス等(全壊 343 棟、大破 14 棟、中破 113 棟、小破 18 棟) (※岩舟町)  農作物被害：被害額 242,529 千円(いちご、ぶどう、トマト) 農業施設被害：パイプハウス等(全壊 126 棟、中破 2 棟)
平成 27 年 9/7～11	台風及び豪雨	・関東・東北豪雨被害状況/平成 28 年 8 月現在 線状降水帯により記録的な大雨となり、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生した。9 月 7 日夕方から 11 日朝にかけての総降水量は 400 mm を超えた。(栃木市雨量 9/9：299 mm、9/10：89.5 mm) 人的被害：死者 1 名、負傷者 1 名 住家被害：全壊 3 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 75 棟(床上浸水 635 棟、床下浸水 1,990 棟)、(災害見舞金支給対象/床上浸水 1,125 件、床下浸水 1,745 件) 農業被害：農作物 2,051 戸 1,497.14 ha、農業機械 41 件(農業用機械購入等支援補助金対象) 通行止め：16 路線(国道 1 か所、市道 9 か所ほか) 河川被害：河川破損 4 か所(大沢川 2、柏倉川 1、磯の坂川 1) 橋梁被害：落橋 5 か所(永野川 1 橋、藤川 1 橋、赤津川 2 橋、逆川 1 橋) 土砂崩れ等：7 か所 浄水場被害：水没によるポンプ停止等(大平町蔵井排水機場、菌部浄水場、藤岡町西前原排水機場、蛭沼浄水場、藤岡町甲増圧ポンプ場) 開設避難所：18 か所(避難者ピーク日 9/10、446 世帯 1,055 人)

年月日	名称	被害概要
平成 28 年 4/17	強風	・強風に伴い、市内に被害が発生した。 人的被害：負傷者 1 名 建物被害：住家の一部損壊 2 棟 農業施設被害：パイプハウス(小破 1 棟) 市有施設被害：聖地公園事務所窓ガラス破損他 3 件
平成 28 年 8/22	台風	・台風第 9 号により大雨となり被害が発生した。避難勧告等を発令。 人的被害：死者 1 名、負傷者 1 名 農作物被害：被害額 2,915 千円(なす、にら) 農業施設被害：パイプハウス(小破 13 棟) 通行止め：20 路線 開設避難所：11 か所(避難者 11 名)
平成 28 年 8/29	台風	・台風第 10 号により被害が発生した。 通行止め：3 路線
平成 28 年 9/7	台風	・台風第 13 号により被害が発生した。避難勧告等を発令。 通行止め：2 路線 開設避難所：8 か所(避難者 0 名)
平成 29 年 4/19	強風	・強風に伴い、市内に被害が発生した。 建物被害：非住家の一部損壊 3 棟 農業施設被害：パイプハウス(小破 1 棟) 市有施設被害：大平南第 2 保育園の屋根の一部損壊
平成 29 年 8/21	大雨	・大雨により、市内に被害が発生した。 土砂崩れ等：2 か所(法面の崩落、敷地内への土砂流入)
平成 29 年 10/22	台風	・台風第 21 号により大雨となり被害が発生した。避難勧告等を発令。 人的被害：負傷者 1 名 建物被害：住家 5 棟(床下浸水)、非住家 2 棟(床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟) 農作物被害：被害額 7,062 千円(ほうれんそう、なす等) 農業施設被害：パイプハウス(小破 1 棟) 水稻冠水 16.65ha(※県被害報告内容には該当しない) 通行止め：16 路線(国道 1、市道 15) 倒木被害：9 路線 市有施設被害：平井町増圧ポンプ場の床上浸水により送水ポンプ 2 台停止、藤岡第一中学校体育館軒部分の石膏落下 他 7 件 土砂崩れ等：2 か所 河川・堤防等被害：赤津川(西方町真名子)で土手の一部陥没 開設避難所：9 か所(避難者 19 名)
平成 29 年 10/27	台風	・台風第 22 号により被害が発生した。 通行止め：3 路線
平成 30 年 8/26	強風	・突風の発生により、農作物及び農業施設に被害が発生した。 農作物被害：被害額 2,013 千円(にら等) 農業被害：パイプハウス等(全壊 50 棟、中破 8 棟、小破 17 棟)
平成 30 年 9/30~10/1	台風	・台風第 24 号により、農作物及び農業施設に被害が発生した。 農作物被害：被害額 1,784 千円(にら、いちご) 農業被害：パイプハウス等(全壊 37 棟、大破 26 棟、中破 158 棟、小破 289 棟)
令和元年 10/12~13	台風	・東日本台風(台風第 19 号)被害状況/令和 2 年 10 月 30 日現在 台風第 19 号により記録的な大雨となり、永野川の決壊をはじめ多くのか所で河川の破損・埋塞・落橋が発生したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生した。(栃木市雨量 10/12：298 mm) 人的被害：死者 1 名(溺死)、重傷者 2 名(土砂崩れにより倒壊した家屋の下敷き 1 名、低体温症 1 名) 住家被害：全壊 14 棟(うち栃木地域 7 棟)、大規模半壊 96 棟(うち栃木地域 51 棟、大平地域 44 棟)、半壊 2,751 棟(うち栃木地域 2,248 棟、大平地域 492 棟)(※参考/床上浸水 3,961 世帯、床下浸水 4,016 世帯、土砂災害等 26 世帯) 通行止め：17 か所 河川被害：河川決壊 7 か所(永野川 6、三杉川 1)、河川破損 9 か所(永野川 2、藤川 1、出流川 4、赤津川 1、逆川 1) 橋梁被害：落橋 6 か所(永野川 3 橋、赤津川 2 橋、ほか 1 橋) 土砂崩れ：19 か所(うち栃木地域 12 か所) 農業被害：農作物 149 戸 57.65 ha、農業用施設 18 戸 60 施設(パイプハウス等)、農業機械 86 台(乾燥機、耕運機等) 市有施設被害：床上浸水 23 件(本庁舎、入舟庁舎、水道庁舎、大平分署、小中学校 4 校他)、床下浸水 3 件

年月日	名称	被害概要
令和元年 10/12～13  (続き)	台風	医療機関被害：床上浸水 15 件、床下浸水 9 件 ライフライン被害：浄水場の浸水により一部地区で断水(10/15,10:40 復旧)、 約 17,800 軒で停電(10/12, 21:00 頃～10/13,12:00 頃) 交通機関：(東武日光線)栗橋駅～栃木駅間 10/19 より運転再開、(JR 両毛線)岩舟駅 ～栃木駅間 11/11 始発から運転再開、足利駅～岩舟駅間 10/20 より運転再開 孤立の状況：大平町の病院において入院患者及び職員約 80 人が浸水により一時孤 立、出流町が土砂崩れ及び道路損壊により一時孤立 開設避難所：25 か所(避難者ピーク時 10/12,23:00、974 世帯 2,350 人)

## イ) 地震による被災履歴

栃木県では古来、日光・足尾地域にしばしば被害を伴う大地震が発生したことが知られており、平成 8 (1996)年 12 月 21 日 10 時 39 分にマグニチュード 5.5 の茨城県南部地震が発生し、市内においても住家被害が発生しています。

また、平成 23 (2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、本市で震度 5 強を記録し、負傷者並びに住家被害が発生しました。

図表 7：地震による主な被災履歴 (直近 20 年)

年月日	名称	被害概要
平成 23 年 3/11	東日本 大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モーメントマグニチュード 9.0</li> <li>・牡鹿半島の東南東 130km 付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約 400km、幅約 200km に及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900 年以降に発生した地震としては世界で 4 番目の規模の地震であった。最大震度 7(宮城県栗原市)を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者 19,575 名、行方不明者 2,577 名、負傷者 6,230 名の人的被害、全壊 121,776 戸、半壊 280,326 戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生。(平成 29 年 9 月 1 日現在)</li> <li>〈栃木県内の状況〉</li> <li>・県内では最大震度 6 強(宇都宮市、真岡市、大田原市、高根沢町、市貝町)が観測され、死者 4 名、負傷者 133 名の人的被害、全壊 261 棟、半壊 2,118 棟の住宅被害が発生。(平成 29 年 9 月 1 日現在)</li> <li>〈市内の状況〉</li> <li>・震度 5 強：藤岡地域、岩舟地域</li> <li>・震度 5 弱：栃木地域、大平地域、都賀地域、西方地域</li> <li>・人的被害：負傷者 2 名</li> <li>・建物被害：半壊 1 棟。一部損壊 1,379 棟。(一般住宅の被害の多くは、屋根瓦の落下や、ぐしの損壊であった。)</li> <li>・その他：最大で 33,000 軒が停電し、12 日 9 時頃復旧した。</li> </ul>

## 第2章 地域計画策定の基本的な考え方

### 1 基本理念と目標

#### (1) 基本理念

本市は、平成27年9月関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風(台風第19号)などの災害に遭い、市民生活の混乱と不安、そして大きな経済的・社会的損失を被りました。

災害は、対処する地域社会の在り方によって、被害の様相が大きく異なると考えられ、平時からの災害への備えが非常に重要であります。特に、大規模自然災害等への備えについては従来の概念にとらわれることなく、リスクシナリオを念頭に置き、本市の地域特性を踏まえた都市政策・産業政策をはじめとする政策全般において、総合的、かつハード・ソフトの両面での備えが求められます。

本市では市民・事業者等との連携と協働により、安全で安心につながる備えを蓄えるため効果的な取組に努めます。そして、次世代を担う若者たちが未来に明るい希望・展望を持つよう強くしなやかな市民生活・経済社会の実現を展望します。

#### (2) 基本目標

上記の基本理念を踏まえ、本市では、いかなる災害等が発生しようとも、次に掲げる4つの基本目標が成し遂げられるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な市民生活・経済社会の構築に取り組みます。

#### ◆地域強靱化の基本目標

- ① 市民をはじめとする人命の保護が最大限図られること
- ② 市域及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- ④ 迅速な復旧復興がなされること

## 2 基本方針

本計画では、令和7年6月6日に閣議決定された「国土強靱化基本計画 実施中期計画」に掲げられる、防災・減災、国土強靱化のための施策を加速化・進化させることを目指し、新規施策となる「デジタル等新技术活用」や「地域防災力の強化」への取組を推進します。

また、継続して河川や道路をはじめとする重要インフラの機能強化等のハード・ソフト両面の取組を推進することにより強靱な地域の構築を目指します。

ハード面においては、河川や道路、避難施設等の防災インフラや、市民生活・地域経済を支える重要インフラの機能強化など各種の取組を推進します。

ソフト面においては、新たにデジタル等新技术に係る情報収集を行い、今後の各種リスク情報の早期把握、周知徹底等、市民等の安全確保に資する体制強化など各種の取組を推進するほか、被災した場合にはその後の迅速な復旧・復興に不可欠な体制確保などの取組を推進します。

なお、取組の具体化に向けては、下記の基本方針に基づき各種対応施策の体系的かつ効果的な推進を図るものとします。

### 1 計画推進の基本的視点

■脆弱性を多角的に評価し施策に活かします	・本市において強靱化に取り組む基本姿勢として、現状において強靱性を損なういかなる要因が存在し、その脆弱性に対していかに適切に対応すべきか、あらゆる観点から地域の脆弱性について評価し、対応施策の効果的な実施を図ります。
■災害発生後の時間軸に留意し計画的に施策を推進します	・対応施策の遅れによって、想定外の被害拡大をもたらすこと等がないよう、災害発生後の時間軸に留意し、また短期的な視点のみによらず長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
■応急・復旧・復興にわたる地域連携体制を構築します	・対応施策の実施に当たっては、市内各地域の多様性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、応急対策はもとより万一の災害等が発生した場合においても迅速な復旧・復興の実現が可能となるよう、地域連携体制を構築します。

### 2 多面的かつ相乗効果のある施策展開

■ハード・ソフト両面の適切な組み合わせにより施策効果を発揮します	・より強靱な地域づくりを目指し、災害リスクや地域の状況等にに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、リスク情報周知、防災意識啓発などのソフト対策を適切に組み合わせ、対応施策を効果的に推進します。
■市民や民間事業者等の力を最大限活用します	・自助・共助・公助の取組を適切に組み合わせ、本市と市民、民間事業者等が適切な連携及び役割分担のもとで対応施策に取り組めます。また、重大性が高く緊急性を要する事象が想定される場合には、国・県等との連携に努めます。
■非常時・平時ともに活用できる取組を工夫します	・重要インフラの整備など各種対応施策においては、非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効に活用され、かつ地域の活性化にも資するよう創意工夫に努めます。

### 3 施策をより効果的に進めるための対応

■将来的な社会変化要因に対し適切に対応します	・現在のみならず将来において、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び地域経済を守るため、人口減少等に起因する地域社会の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、財政的な制約下においても対応施策が着実かつ効果的に推進されるよう留意します。
■災害時において、特に配慮を要する要配慮者や地域資源等の特性に十分配慮します	・高齢者、障がい者、外国人をはじめとする要配慮者等に対応する施策の推進に努めます。また、地域の特性に応じて環境との調和や歴史・文化等資源の保存・継承に配慮した対応施策に努めます。
■人やコミュニティの力が発揮される環境を整備します	・地域の防災・減災効果を高めるためには、人のつながりやコミュニティ機能を維持・継承することが重要であることから、そのような体制のもとで対応施策が効果的に進められるよう、地域の担い手が主体的・継続的に活動できる環境の整備に努めます。

## 第3章 脆弱性評価

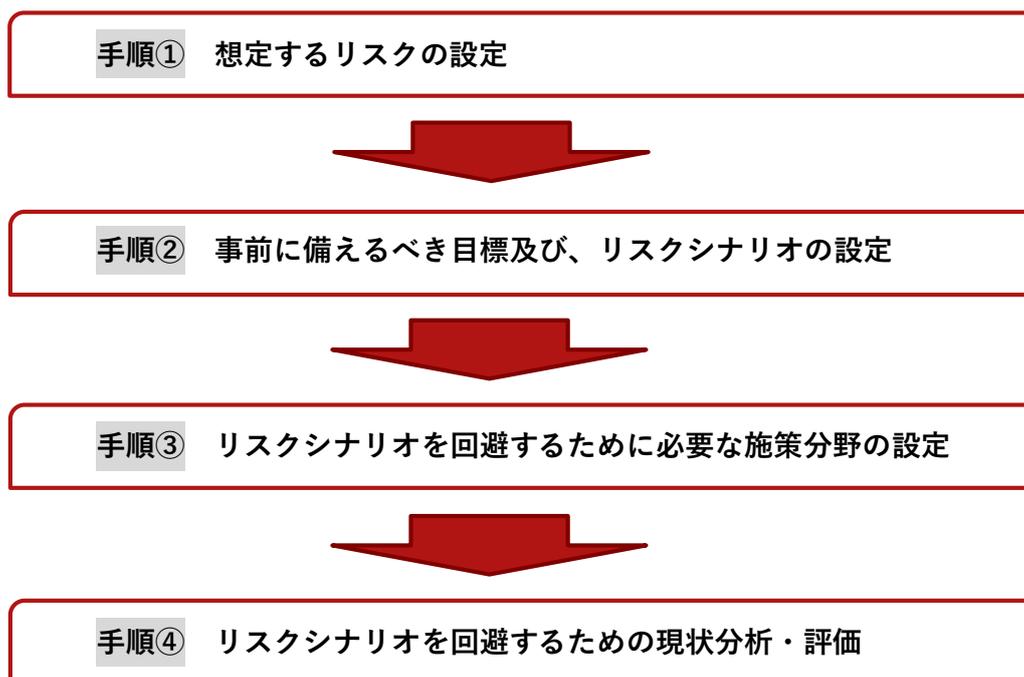
### 1 脆弱性評価

#### (1) 脆弱性評価の考え方

国の国土強靱化基本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、国が実施した手法を参酌し、①想定するリスクの設定、②事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、本市の強靱化のための推進方針を策定します。

#### 【脆弱性評価の手順】



#### (2) 手順① 想定するリスクの設定

本市では、平成27年9月関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風(台風第19号)による自然災害等から得た経験を踏まえ、市民の生活を守るため、起こりうる被害を最小限にとどめる必要があります。

市民の生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、原子力災害やテロ、大規模な道路陥没事故等あらゆる事象が想定されますが、本計画においては、風水害に

よる大規模な浸水被害や、首都直下地震、南海トラフ地震等を念頭に置き、大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定いたします。なお、新型コロナウイルス感染症が発生・拡大したことを踏まえ、世界規模で影響をもたらす感染症等についても留意します。

### (3) 手順② 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の国土強靱化基本計画では、6つの事前に備えるべき目標と31のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本計画では、これらを参酌し、災害発生時にいかなる最悪の事態にも対応可能となるように「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして「リスクシナリオ」を次の図表8のとおり、設定します。

図表8：事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-3	公共ストックの老朽化等によって生じた損失・損害等への対応の不備
4	経済活動は機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常湧水等による用水給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、 <b>災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</b>
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の <b>長期間・大規模にわたる機能の停止</b>
		5-3	<b>都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</b>
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	農業、商工業、観光業など地場産業の被害拡大と経済活動の停滞
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（ <b>専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等</b> ）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進み、結果として地域の活力・防災力の低下

#### （４）手順③ リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

大規模自然災害の発生を想定した「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるリスクシナリオ(図表8)を回避するために必要な施策分野として「個別施策分野」と「横断的施策分野」を設定します。

図表9：リスクシナリオを回避するための施策分野

個別施策分野	横断的施策分野
1 行政機能・消防	ア) 市役所本庁舎等業務機能の保全、又は代替機能による業務継続 イ) 浸水リスク等情報の共有化及び連携・推進体制の確保 ウ) 分散避難等に留意した避難所開設・運営のための連携 エ) 被災地に対する定期横断的な相互支援体制及び民間との連携体制の整備
2 住宅・都市	
3 保健医療・福祉	
4 産業・エネルギー・文化	
5 情報通信・交通・物流	
6 農業・国土保全・環境	

## (5) 手順④ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

リスクシナリオごとに、本市で想定されるリスク要因を掲げ、それに関わる脆弱性(現状と課題)を評価します。

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

【リスクシナリオ】	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	<p>■大規模地震発生時における住宅・建築物等が倒壊する危険性【都市建設部・消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・民間木造住宅の耐震診断・耐震改修等の支援制度も広く周知され、耐震化率は向上してきた。しかし、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅も一定数残っており、これら住宅の耐震化を促進する必要があります。</li><li>・20団地、93棟、814戸の公営住宅等（市営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅）を管理している。耐用年数を経過する市営住宅等があることが課題です。</li></ul>
	<p>■大規模地震発生時における住宅・建築物・電柱・樹木の倒壊や道路陥没の危険性【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多種多様な救助現場が多く発生すると想定されるため、現在の職員、資機材では対応しきれないことから、職員、資機材を適正に配置する必要があります。</li><li>・医療機関の受入れ状況等を踏まえ、救急車等の搬送手段の確保が課題です。</li><li>・倒壊建物や道路陥没、電柱等の倒壊による通信インフラの障害により119番通報や指令系統などが麻痺することにより消防の災害現場への到着遅延が課題です。</li></ul>
	<p>■大規模地震発生時における構造物・工作物等の落下・倒壊の危険性【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高度救助資器材（電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置、地震警報器、地中音響探査機、音響探査機、救助用支柱器具等）の導入が課題です。</li><li>・栃木県広域消防応援等計画による近隣消防との連携及び緊急消防援助隊の要請が課題です。</li></ul>
	<p>■大規模地震発生時における屋外広告物等の落下・倒壊の危険性【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化した屋外広告物等の落下・倒壊を防止する必要があります。</li></ul>
	<p>■防災拠点の倒壊による消防隊の出動不能となる危険性【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防災拠点の倒壊による出動不能の状態が懸念される。大平分署、藤岡分署は建築後50年を経過しており老朽化が著しいため建替え計画が課題です。また、岩舟分署は、平成20年8月建築であるため長寿命化計画が課題です。</li></ul>

【リスクシナリオ】	1 - 2 <b>地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生</b> による多数の死傷者の発生
<p>■ 密集市街地等における出火・延焼する危険性 【都市建設部・消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅等密集市街地等においては、狭あい道路の拡幅整備や、土地区画整理事業による面的な整備等により、避難や緊急車両の通行ができるよう道路幅員の確保が課題となっています。</li> <li>・木造住宅の密集地での火災による延焼の拡大や、狭あい道路での消防車両の進入困難により消防活動が妨げられることが課題です。</li> <li>・ライフライン停止による消火栓が使用不能時、自然水利の確保及び耐震性防火水槽を整備する必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 放置された空き家から出火・延焼することにより、人命に関わる二次被害が発生する可能性 【都市建設部・消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家からの出火による周辺家屋への延焼を防止するため、空き家所有者に対する助言・指導等の実施や倒壊する可能性がある空き家の除却を推進する必要があります。</li> <li>・無人であったりすることで、火災発生に気づかれにくく、倒壊家屋が障害物となり火の回り方が複雑化することで、通常の延焼予測が通用しにくいことが課題です。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	1 - 3 <b>突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。）</b>
<p>■ 記録的豪雨等発生時における河川の決壊・越水等の危険性 【都市建設部・上下水道局・消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等と協力し、重要水防箇所の把握及び巡視を行う必要があります。</li> <li>・大雨等により、市内を流れる巴波川、永野川が氾濫した場合、市街地低地部を中心に多数の浸水被害が想定されることから、河川を強化する必要があります。</li> <li>・河川の決壊・越水時に使用する資機材を準備する必要があります。</li> <li>・栃木県広域消防応援等計画による近隣消防機関との連携及び緊急消防援助隊の要請が必要です。</li> </ul>	
<p>■ 記録的豪雨等発生時における市街地の内水氾濫の危険性 【産業振興部・都市建設部・上下水道局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の市街化、開発等により地表の保水機能が低下し、洪水のピーク時に流出雨水が河川の流下能力を上回った場合、浸水被害が想定されることから効果的な浸水対策を図る必要があります。</li> <li>・近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者の協働により、流域全体で治水対策を行う流域治水を進める必要があります。</li> </ul>	

<p>■ 浸水想定区域における人口集中状態 【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅系の既成市街地の一部は浸水想定区域となっていることから、安全な地域への移転、誘導が必要となります。</li> </ul>
<p>■ 大雨や短時間での強雨における河川・水路の排水機能が追いつかず発生する内水氾濫の危険性 【都市建設部・上下水道局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や短時間での強雨により、市街地や低地等での浸水（内水）被害が発生する恐れがあり、これを軽減するための対策を進める必要があります。</li> </ul>
<p>■ 浸水想定区域において要配慮者の避難が遅延する危険性 【総合政策部・消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の収集、伝達体制の強化が必要です。</li> <li>・現有消防力では対応できない要救助者に対する救出の遅延及び、浸水により道路等が通行不能となった際、現場到着に遅延の可能性があることから重要水防箇所及び水没箇所を把握する必要があります。</li> </ul>
<p>■ 農業水利施設が損壊すること等により人命に関わる二次被害をもたらす危険性 【産業振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や、老朽化対策及び耐震化対策等を推進する必要があります。</li> </ul>

<p>【リスクシナリオ】</p>	<p>1 - 4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生</p>
<p>■ 豪雨や大地震に伴う土砂災害発生時の危険性 【総合政策部・産業振興部・都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害対策の推進や、市民への適切な災害情報の伝達が必要です。</li> <li>・災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要です。</li> <li>・災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要です。</li> <li>・集中豪雨等による土砂災害に備え、国及び県に対して砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の適切な推進を要望していく必要があります。</li> <li>・土砂災害特別警戒区域内の建物の安全性を確保する必要があります。</li> <li>・市民への適切な災害情報伝達を行う必要があります。</li> <li>・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 豪雨や大地震に伴う土砂災害発生時の救出活動の危険 【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害は多くのマンパワーが必要で、長時間の活動が想定されるため現有消防力では対応できないことから、広域的な受入体制の整備を図る必要があります。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救助資機材（電磁波探査装置、二酸化炭素操作装置、地震警報器、地中音響探査機、音響探知機等）の導入が必要です。</li> <li>・栃木県広域消防応援等計画による近隣消防機関との連携及び緊急消防援助隊の要請が必要です。</li> </ul>
<p>■ 防災拠点施設が損壊し使用不可能となる危険性 【教育委員会事務局・地域振興部・保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置が必要です。</li> <li>・公共施設の一部は災害時の避難所となっていますが、長期的な視点のもと、施設の最適化を図りながら、更新・統廃合・長寿命化等の取組みを計画的に進めていく必要があります。</li> </ul>
<p>■ 本庁舎において 72 時間の壁を超えて電力供給がストップする危険性 【経営管理部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の非常用発電機は、フル稼働すると数時間で燃料切れになる恐れがあります。</li> <li>・発電機は庁舎の屋上に設置されているため、燃料補給時に車を直付けすることができず、人力で燃料を運び続ける必要があります。</li> <li>・庁舎建築年（平成 2 年）からの非常用発電機を使用しており、更新を検討する必要があります。</li> </ul>

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

【リスクシナリオ】	2 - 1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>■ 想定を超える被害実態のため消防活動が麻痺し救助・救急活動が絶対的に不足する危険性 【総合政策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体等との広域的な相互応援・受援体制の連携強化が必要です。</li> <li>・自主防災会の育成や消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要です。</li> </ul>	
<p>■ 大規模災害が発生した場合、火災・救急・救助が多発し対応困難となる危険性 【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が多発した場合、すべての現場に消防車両を向けることができず、消火、救出、搬送が遅れることが考えられます。</li> </ul>	
<p>■ 想定を超える被害実態のため消防活動が麻痺し救助・救急活動が絶対的に不足する危険性 【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、歯科医師会、薬剤師会、県柔道整復師会との災害協定があるものの、細かな活動計画が未定となっています。</li> </ul>	
<p>■ 消防水利が不足する危険性 【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により水道管の破損や長期停電、また、水害による断水で消防水利不足が考えられます。</li> </ul>	

<p>■ 消防団員の被災により救助体制の配備が不可能となる危険性 【消防本部】</p>
<p>・被雇用者である消防団員の増加に伴い、災害規模や職業によっては消防団活動を優先することが困難となる団員が増加することが課題です。</p> <p>・被災により機械器具置場や災害現場へ向かうことができない消防団員が生じる恐れも想定されるため、発災時、確実に消防団活動が行える人員を確保する必要があります。</p>
<p>■ 装備不足により活動が困難となる危険性 【消防本部】</p>
<p>・降雨時において十分な活動を行える装備が不足していることから、消防団活動に支障があるのみならず消防団員が二次災害に遭う恐れも想定されるため、装備を配備する必要があります。</p>
<p>■ 消防団車両の老朽化により出動が困難となる危険性【消防本部】</p>
<p>・消防団の車両については、耐用年数を18年と定めて更新しているが、5年後の令和12年度に耐用年数を超える車両が14台存在しており、発災時に車両故障等で出動できず消防団活動に支障が生じることのないよう、計画的に更新を進める必要があります。</p>
<p>■ 避難所で電源、冷暖房器具等が十分確保されない危険性 【総合政策部】</p>
<p>・施設所管課、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、冷暖房器具等の災害時における避難所への円滑な供給体制を確保する必要があります。</p>

【リスクシナリオ】	<p>2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>■ 被災による医療機能の麻痺、医療需要の増大に対応困難となる危険性 【保健福祉部】</p>	
<p>・被災により医療活動が停止してしまう恐れがあるため、医療機関（病院・有床診療所・透析実施診療所）における災害時の備えを把握する必要があります。</p>	

【リスクシナリオ】	<p>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</p>
<p>■ 避難所収容数が不足し地域格差等が生じる危険性 【総合政策部】</p>	
<p>・高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄や流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要があります。</p>	
<p>■ 避難所のトイレ不足（排泄我慢）により脱水症状等が数多く発生する危険性 【総合政策部】</p>	
<p>・各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結し、災害発生時のトイレ確保などを図る必要があります。</p>	

<p><b>■ 保育所等が被災し保育が不可能となる危険性 【こども未来部】</b></p> <p>・浸水想定区域内（ハザードマップ）に位置する保育所、なかでも河川に隣接する保育所については、河川の氾濫により、浸水する危険があります。</p>
<p><b>■ 保育所等が交通の遮断により孤立する危険性 【こども未来部】</b></p> <p>・災害が発生し、周辺の道路等が寸断され、当面、物流や人の往来が不可能になる場合に、食料等の備蓄が必要となります。</p>
<p><b>■ 避難生活の長期化により健康状態の悪化が生じる危険性 【保健福祉部・こども未来部】</b></p> <p>・環境の整わない状況下での避難所や在宅避難生活の長期化が課題です。</p> <p>・在宅及び車中等で避難生活者の把握が課題です。</p> <p>・避難生活による活動量低下に起因する生活不活発病の発症が課題です。</p>
<p><b>■ 災害におけるストレス 【保健福祉部・こども未来部】</b></p> <p>・被災による生活変化に対する不安が課題です。</p> <p>・臨床心理士や精神科医等の専門的な支援をする人材不足が課題です。</p> <p>・うつ病や PTSD 等の発症が課題です。</p>

<b>【リスクシナリオ】</b>	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	<p><b>■ 被災地において食料・飲料水等の配送需要がひっ迫する危険性 【総合政策部】</b></p> <p>・食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の計画的な現物備蓄及び流通備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結の強化が必要です。</p> <p>・県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。</p>
	<p><b>■ 被災地において燃料・エネルギー等の供給が停止する危険性 【総合政策部】</b></p> <p>・関係機関等と連携し電気、ガス、水道等の円滑な供給体制の確保が必要です。</p>
	<p><b>■ 被災地において水道水の供給が停止する危険性 【上下水道局】</b></p> <p>・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、関係機関と連携し、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要があります。</p>

<b>【リスクシナリオ】</b>	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	<p><b>■ 観光客や来訪者を含む帰宅困難者の大量発生する危険性 【総合政策部・産業振興部】</b></p> <p>・交通機関や事業所等における食料・飲料水等の緊急物資の備蓄の促進が必要です。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、バス等の公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難施設や代替輸送手段の確保など、平常時から県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要があります。</li> <li>・自転車は、帰宅困難者や観光客等の有効な移動手段として活用が期待されることから、自転車の利用環境整備を推進する必要があります。</li> </ul>
<p><b>■ 帰宅自家用車の発生集中による救急活動、緊急輸送活動等の停滞する危険性</b> 【総合政策部・産業振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者への情報提供体制、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢の整備が必要です。</li> <li>・企業に勤務する従業員の帰宅自家用車が、災害時に通行できる道路に集中し、緊急車両等の通行を阻害する恐れがあり、これを緩和させる必要があります。</li> </ul>
<p><b>■ 帰宅困難者の大量発生による混乱の危険性</b> 【産業振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が大量発生した場合に備えて、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を備えておく必要があります。</li> </ul>
<p><b>■ 授業時間中の災害発生による帰宅困難の危険性</b> 【教育委員会事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中に大規模災害が発生した場合、校舎の破損等が予想され、児童生徒及び教職員の生命の安全を確保する必要があります。</li> <li>・道路や河川の状況によっては、帰宅することができず、学校で待機せざるを得ない状況となることが予想されます。</li> </ul>

<b>【リスクシナリオ】</b>	<b>2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</b>
<p><b>■ 孤立集落へ生活物資等が行き届かない危険性</b> 【総合政策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制の整備が必要です。</li> <li>・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る必要があります。</li> </ul>	
<p><b>■ 緊急輸送道路が十分に機能しない危険性</b> 【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定の緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備及び適正な維持管理を継続する必要があります。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p>■ 避難所等において感染症が拡大する危険性 【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難所において感染症予防対策（嘔吐物の処理方法等）の知識が不足しています。</li> </ul>	
<p>■ 感染拡大防止のための医療物資等が不足する危険性 【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク等の感染防止のための用品について、災害発生による需要の高まりにより入手困難となる恐れがあります。</li> </ul>	
<p>■ 被災した汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から汚水が流出する危険性 【上下水道局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災による衛生面の悪化により、感染症等の発生の恐れがあるため、生活排水等が公共用水域への流出が抑えられるよう、公共下水道への接続、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。</li> </ul>	

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

【リスクシナリオ】	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>■ 警察等による防犯体制の低下時に犯罪等が多発する危険性 【総合政策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要となっています。</li> <li>・自主防災会や自主防犯パトロール隊の育成、消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要です。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>■ 職員や市有施設が被災し災害直後の行政応急対応が果たせない事態 【総合政策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応を行いながら、通常業務を行う必要があり、職員の不足が想定されます。また、職員自体が被災することにより、人員の減少が見込まれます。</li> </ul>	
<p>■ 本庁舎が、床上浸水により、機能損失に陥る危険性 【経営管理部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度東日本台風（台風第19号）被害時、本庁舎は止水板等の効果により大規模浸水は免れましたが、一部止水板が設置されていない箇所からの浸水がありました。止水板を設置できない箇所についてはコーキングや止水テープを利用して止水措置を行う必要があります。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	3-3 公共ストックの老朽化等によって生じた損失・損害等への対応の不備
<p>■ 本庁舎各設備の老朽化を放置して事故が発生した場合 【経営管理部】</p> <p>・本庁舎は基本的に平成2年建設時の躯体、設備を使用している箇所が多いため、老朽化設備の更新を図っているものの、未更新の箇所が数多くあります。</p>	
<p>■ 公共ストックの老朽化を放置して事故が発生し自治体の法的責任が問われる事態 【都市建設部】</p> <p>・20団地、93棟、814戸の公営住宅等（市営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅）を管理している。耐用年数を経過する市営住宅等があることが課題です。</p>	

#### 4 経済活動は機能不全に陥らせない

【リスクシナリオ】	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
<p>■ サプライチェーン寸断等により企業等の事業活動が停止する危険性 【産業振興部】</p> <p>・事業所が災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の策定を促進する必要があります。</p> <p>・近年は、水害による被害が大きく、原材料・部品の調達から消費までの流れの中で、どの段階においても被災し企業の事業活動が停止する恐れがあり、これを回避する必要があります。</p> <p>・被災した中小企業等が経営基盤の維持や設備復旧等に係る資金を調達できる対策を行う必要があります。</p>	

【リスクシナリオ】	4-2 コンビナート・高圧ガス施設などの重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
<p>■ 浸水被害により有害物質等が流出し健康被害や環境への悪影響が懸念される危険性 【生活環境部】</p> <p>・現状として、有害物質の種類により特定施設の届出が出されていることから、その届出により状況を把握しています。</p>	
<p>■ 事故発生時に住民への避難指示や注意喚起が遅れることで被害が拡大する危険性 【消防本部】</p> <p>・高齢者など情報取得が困難な層への伝達手段が限定的で避難開始が遅れる傾向にあることが課題です。</p>	

■ 有害物質等が流出し健康被害や有害物質環境への悪影響が懸念される危険性 【消防本部】  
 ・有害物質が特定できない場合の検知、濃度測定、除去等の対応が困難であることが課題です。

【リスクシナリオ】 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

■ 物流体系の停止、寸断等により食料等の安定供給が停滞する事態 【産業振興部】  
 ・農業関係団体と、災害時における復旧・復興支援、支援物資等の情報共有が十分になされていないため、その対策が必要です。

■ 有害物質等が流出し健康被害や有害物質環境への悪影響が懸念される危険性 【消防本部】  
 ・有害物質が特定できない場合の検知、濃度測定、除去等の対応が困難であることが課題です。

【リスクシナリオ】 4-4 異常渇水等による用水給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

■ 異常気象による渇水等により用水の安定供給が停滞する危険性 【上下水道局】  
 ・関係機関と連携した応急給水体制の維持強化を図るとともに、基幹管路の多系統化などバックアップシステムの構築を推進する必要があります。

【リスクシナリオ】 4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

■ 地形の崩壊が激しく長期にわたり農地・森林等の復興のめどが立たない状況 【産業振興部】  
 ・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や中山間地域における生産活動への支援等を推進する必要があります。  
 ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要があります。

## 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【リスクシナリオ】	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>■ 防災無線が機能しない（豪雨等により音声伝達が困難な）事態 【総合政策部】</p> <p>・災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要です。</p>	
<p>■ 災害時において外国人住民への緊急の情報が伝わらない事態となる危険性 【総合政策部】</p> <p>・緊急時には、災害の程度や避難所の情報、各種支援の内容が外国人住民に速やかに伝わらず、避難や支援の遅れを招く可能性があるため、多言語対応ややさしい日本語での情報発信が必要です。</p>	
<p>■ 情報サービスが機能停止する（市民等への迅速な情報伝達ができない）危険性 【総合政策部】</p> <p>・広報車両、同報系防災行政無線など情報サービスに影響されない情報伝達を推進するとともに、利用可能な情報伝達手段の種類を拡大する必要があります。</p>	
<p>■ 情報システムやネットワークに障害が発生し情報サービスが利用できない危険性 【総合政策部】</p> <p>・庁舎の停電が長期化した場合、情報システムやネットワークを利用することが困難になる恐れがあります。</p> <p>・地震や火災が発生した場合、庁舎内に設置している情報システムが損傷し情報喪失の恐れがあります。</p>	
<p>■ 災害時の混乱に乗じた詐欺行為・悪徳商法等の横行する危険性 【生活環境部】</p> <p>・消費生活センターへの悪徳商法等によるトラブル相談は多く、特に高齢者からの相談件数が増加傾向にあり、令和6年度に60歳以上の方が相談した割合は全体の約50%を占めています。</p> <p>・災害時の混乱に乗じた詐欺行為・悪徳商法等のトラブルに遭わないよう、高齢者をはじめ広く市民にトラブル事例等の情報提供や注意喚起を行う必要があります。</p>	
【リスクシナリオ】	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
<p>■ エネルギー供給の停止により企業等の事業再開が困難となる危険性 【産業振興部】</p> <p>・事業所が災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の策定を促進する必要があります。</p> <p>・事業所において燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費のための再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要があります。</p>	

<p>・近年は特に水害による被害が大きく、エネルギー供給停止により、サプライチェーンが寸断され、事業再開が困難となる恐れがあり、これを回避する必要があります。</p>
<p>■ 電力をはじめ重要なライフラインが長期にわたり機能停止に陥る事態 【経営管理部】</p> <p>・停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する必要があります。</p>

【リスクシナリオ】	5-3 都市ガス供給・石油・L Pガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
<p>■ エネルギー供給の停止により企業等の事業再開が困難となる危険性 【産業振興部】</p> <p>・事業所が災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の策定を促進する必要があります。</p> <p>・事業所において燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費のための再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要があります。</p> <p>・近年は特に水害による被害が大きく、エネルギー供給停止により、サプライチェーンが寸断され、事業再開が困難となる恐れがあり、これを回避する必要があります。</p>	

【リスクシナリオ】	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
<p>■ 水道施設・管路が損傷し水道供給が困難となる危険性 【上下水道局】</p> <p>・災害発生時においても市民生活への影響を最小限に抑えるため、浄水場などの急所施設や基幹管路、重要施設に接続する管路の耐震化を推進する必要があります。</p> <p>・重要度や影響度を考慮した耐震化対策の優先順位をつけ、被害の最小化を目的とした耐震化計画を策定する必要があります。</p>	
<p>■ 水道施設の機能が停止し水道供給が困難となる危険性 【上下水道局】</p> <p>・停電時の非常用電源がない浄水場等の水道施設に非常用発電設備を設置するとともに老朽化した非常用発電設備については、順次更新する必要があります。</p>	
<p>■ 下水道管渠が損傷し下水道処理が不可能となる危険性 【上下水道局】</p> <p>・下水道管渠等に被害が生じた場合、管路が閉塞し、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼす恐れがあることから、これを未然に防ぐため、老朽化が進行している施設については、計画的に改築・更新等を行う必要があります。</p>	

【リスクシナリオ】	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>■ 道路ネットワークが寸断する危険性 【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路、輸送路が被災した場合は、早急に応急復旧を実施し、通行を確保する必要があります。</li> <li>・災害発生時においても避難路、輸送路を確保するため、国や県と連携しながら緊急輸送道路等の整備を進めていく必要があります。</li> <li>・高速道路や幹線道路等へのアクセス向上を図りつつ、幹線道路を補完する道路整備を推進する必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 主要道路が損傷し応急・復旧活動に支障が生じる危険性 【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路パトロールや橋梁・道路付属物の点検により、道路の防災・減災対策を実施する必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 橋梁等の被災が老朽化により増大し、通行に支障が生じる危険性 【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁や道路付属物の老朽化が顕著であるため、予防的保全を計画的に実施する必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 沿道建物の倒壊等により交通麻痺をもたらす危険性 【都市建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道建築物の耐震化やブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策を推進する必要があります。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	5-6 農業、商工業、観光業など地場産業の被害拡大と経済活動の停滞
<p>■ 商工事業者が被災し事業の継続・再開が困難となる危険性 【産業振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小事業者が災害により事業活動に影響を受けた場合に、事業再開と早期の経営安定を図るため、市制度融資や再建支援補助金等の各種支援の迅速な実施と情報提供を行う必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 農業、商工業、観光業など地場産業が被災し事業の継続・再開が困難となる危険性 【産業振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を促進し、農業に係る生産基盤等の災害対応力を強化する必要があります。</li> </ul>	

## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【リスクシナリオ】	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
<p>■復興を支える技術と経験を有する人材等が欠如する危険性【総合政策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後の地域復興に欠かせない建設・土木業界などでは、就業者数の減少や高齢化等により、将来的な担い手不足や技術継承の停滞が懸念されます。</li> <li>・大規模自然災害が発生した場合、多数の死傷者や市外への避難者の発生によって、復旧・復興に係る人的資源が失われる可能性があるため、災害発生等の際には、市域や県域を越えて人的資源を確保するための協力体制を強化しておく必要があります。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
<p>■ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のボランティア人材の養成は、社会福祉協議会が中心となっており、災害が発生した場合に必要な応じて行われる「災害ボランティアセンター」の円滑な運営を目指し、災害ボランティア支援委員会をはじめとした関係者やボランティアを含めた運営研修を行い、有事の際に備えます。</li> <li>・平常時より、行政や栃木青年会議所、NPO 法人ハイジと連携し、相互の顔の見える関係づくりを目的に、情報交換や研修を共に行い非常時に向けた体制を整備します。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p>■大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する危険性【生活環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の災害廃棄物を処理するため、各種廃棄物処理施設の情報を収集する必要があります。</li> <li>・災害が発生した際は排水処理施設が使用できなくなることが想定されることから、災害により発生したし尿（廃棄物）を処理するため、老朽化したし尿処理施設を再整備する必要があります。</li> <li>・また、現在、し尿処理施設は浸水想定エリアにあることから浸水対策も含めた整備を行います。</li> </ul>	

【リスクシナリオ】	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>■ 事業用地の確保が進まず復興が大幅に遅れる危険性 【都市建設部】</p> <p>・公園は、災害発生時の避難場所や仮設住宅用地など多様な活用がなされるため、継続して適正な維持管理を行う必要があります。</p>	
<p>■ 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延により復興が大幅に遅れる危険性 【都市建設部】</p> <p>・未入居の公営住宅(市営住宅・県営住宅等)の一時的な提供や、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用するための準備を進めるとともに、仮設住宅の建設予定地を確保する必要があります。</p>	

【リスクシナリオ】	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<p>■ 災害発生時において、伝建地区内の伝統的建造物や歴史・文化資源等が被災し喪失する危険性 【地域振興部】</p> <p>・嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内には、江戸時代末期から残る木造建築物をはじめ伝統的建造物等が多数存在しますが、地震による揺れや、その後発生する火災等により喪失する恐れがあります。</p> <p>・地区内には、巴波川が流れていますが、近年、台風及び豪雨により河川が氾濫し床上浸水などの被害が出ています。被害が続くと再建する意識が低下し伝統的建造物等の解体が行われ、喪失する恐れがあります。</p> <p>・伝統的建造物等が被災した場合、伝統的建造物所有者及び修理等の担い手の高齢化が進み、修理工事の費用も高額で所有者の負担が大いことから、建物の維持保存が困難になると想定されます。</p> <p>・古い木造建築物が多いため、火災や地震等の災害に対し脆弱であることから、火災警報器の設置や耐震改修などの防災対策を進める必要があります。</p>	
<p>■ 市内の指定・未指定の文化資源等が被災し喪失する危険性 【教育委員会事務局】</p> <p>・文化財等が被災した場合、被災状況を速やかに把握し、修復等を支援する必要がありますが、文化財の状況を把握するための人員や修復等を支援できる人材が不足しており十分な支援ができない恐れがあります。</p>	

【リスクシナリオ】	6-6 地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進み、結果として地域の活力・防災力の低下
<p>■ 人口構成の変化が地域の活力・防災力の低下をもたらす危険性 【地域振興部】</p> <p>・災害発生時や復旧・復興を進めるにあたり、地域で対応できる体制を整えるため、若年層の移住・定住を推進する必要があります。</p>	

■ 地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進む危険性 【産業振興部】

・発災後、企業の事業停止・廃業等により、失業者、求職者が発生し、その後徐々に事業者の求人が増加していくことが想定されます。そうした雇用需要の動向に対し、的確に対応する必要があります。

■ 人口構成の変化が地域の活力・防災力の低下をもたらす危険性 【産業振興部】

・少子高齢化が地域経済を縮小させ、地域経済の縮小が更に人口減少を招くという悪循環が起き、それが原因となって地域の活力や防災力が低下しないよう、悪循環に歯止めをかける必要があります。

## 第4章 分野別施策の推進方針

前章では、リスクシナリオごとに、本市で想定されるリスク要因を掲げ、それに関わる脆弱性(現状と課題)を評価しました。

本章では、その課題を解決するために必要な施策と推進方針及び、達成すべき指標(重要業績評価指標 / Key Performance Indicator)について設定します。

### 1 個別施策分野の推進方針

#### (1) 行政機能・消防

施策と推進方針	担当課
<b>1-1 建築物の把握</b>	
① 特殊対象物台帳の作成及び調査	消防課
<b>1-1 消防車両・資機材の整備強化</b>	
① 車両・資器材の更新・導入・管理	消防課 警防課
<b>1-1 防災拠点施設の整備</b>	
① 消防分署の再整備	消防総務課
② 消防通信施設・機器の機能強化	通信指令課
<b>1-1 研修・訓練の実施</b>	
① 隣接消防機関との合同訓練	警防課
<b>1-2 密集市街地の消防力強化</b>	
① 住宅用火災警報器の設置推進	予防課
② 地理水利調査	消防課
<b>1-2 消防水利の整備</b>	
① 消防水利の整備推進	警防課
<b>1-3 河川決壊・越水等早期把握体制の整備</b>	
① 県との連携による水位計・簡易型河川監視カメラの増設	危機管理課
<b>1-3 大規模浸水被害に関するタイムラインの策定</b>	
① 大規模浸水被害に関するタイムライン(防災行動計画)の策定	危機管理課
<b>1-3 的確な避難情報の提供</b>	
① 避難情報等の情報提供体制の強化	危機管理課
<b>1-3 浸水想定区域の要配慮者利用施設避難確保対策</b>	
① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	危機管理課
<b>1-3 重要水防箇所及び水没箇所の把握</b>	
① 重要水防箇所及び過去の被害発生地の巡視	危機管理課 道路河川維持課 消防課 警防課
<b>1-3 流域治水の推進</b>	
① 河道の整備	治水対策室
② 調節池等の整備	治水対策室

③ 河川・水路の適正な維持管理	道路河川維持課
④ 公共下水道雨水渠整備（永野川左岸第1排水区）	下水道建設課
<b>1-3 浸水想定区域における人口集中状態の緩和</b>	
① 立地適正化計画の推進	都市計画課
<b>1-3 消防車両・資機材の整備強化</b>	
① 車両・資器材の更新・導入・管理	消防課 警防課
<b>1-4 土砂災害警戒区域におけるソフト対策の促進</b>	
① 危険区域の周知や避難情報等の情報提供の強化	危機管理課
<b>1-4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設避難確保対策</b>	
① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	危機管理課 要配慮者利用 施設関係課
<b>1-4 土砂災害警戒区域へのハード対策の促進</b>	
① 土砂災害警戒区域におけるハード対策の促進要望	危機管理課
② 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域におけるハード対策の促進要望	治水対策室
③ 山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）におけるハード対策の促進要望	農林整備課
<b>1-4 土砂災害危険箇所の把握</b>	
① 土砂災害危険箇所の巡視	危機管理課 道路河川維持課 消防課 警防課
<b>1-4 防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置</b>	
① 防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置 （市役所は管財課、他施設は所管課、備蓄倉庫は危機管理課）	危機管理課 管財課 施設所管課
<b>1-4 防災拠点施設におけるブラックアウト対策</b>	
① 防災拠点施設における自立型電源確保（非常用発電機の更新等）	管財課
<b>1-4 土砂災害特別警戒区域における立地抑制及び安全性の確保の促進</b>	
① 特定開発行為の制限や建築物の構造規制	建築指導課
<b>1-4 災害時に避難所となる公共施設の維持管理</b>	
① 必要に応じた施設の耐震補強工事の実施や長寿命化のための機能改修	避難所となる 施設所管課
<b>1-4 応援要請</b>	
① 栃木県広域消防応援等計画	警防課
② 栃木県緊急消防援助隊受援計画	警防課
<b>1-4 消防車両・資機材の整備強化</b>	
① 車両・資器材の更新・導入・管理	消防課 警防課
<b>2-1 市民の防災意識啓発</b>	
① 大規模災害における自助の精神に関する住民意識の啓発	消防総務課
<b>2-1 断水時の火災シミュレーション</b>	
① 密集地警防計画に基づく断水時の密集地火災を想定した図上訓練の実施	消防課 警防課

<b>2-1 消防団体制の拡充整備</b>	
① 組織再編による消防団員充足率の向上	消防総務課
<b>2-1 消防団装備の充実強化</b>	
① 安全確保のための装備員の確保（雨衣等の全地域共通配備）	消防総務課
<b>2-1 消防団車両の更新</b>	
① 耐用年数を超える消防団車両の更新	消防総務課
<b>2-1 救助・救急活動の広域的な支援（受援）体制の整備</b>	
① 広域的な支援（受援）体制の整備	危機管理課
<b>2-1 避難所における電源、冷暖房器具等の確保</b>	
① 非常電源としての電気自動車（EV）の活用	危機管理課
② 避難所における冷暖房器具の設置又は備蓄	施設所管課
<b>2-3 避難所収容数の確保</b>	
① 計画的な避難所収容数の確保	危機管理課
<b>2-3 避難所における災害時必要設備等の確保</b>	
① 簡易トイレの設置、マンホールトイレの整備、仮設トイレの設置等	危機管理課 クリーン推進課 下水道建設課
<b>2-4 応急備蓄品の計画的確保</b>	
① 食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	危機管理課
② 防災拠点（避難施設等）における備蓄の推進	危機管理課 施設所管課
<b>2-5 帰宅困難者への支援体制の整備</b>	
① 帰宅困難者対応計画の策定 （避難所担当と市内宿泊施設担当（産業振興部局）との連携）	危機管理課 商工振興課 教育総務課
<b>2-5 帰宅困難者対応に係る関係機関等との連携強化</b>	
① 帰宅困難者一時滞在施設の確保（避難所、市内宿泊施設等の受入体制確保等）	危機管理課 施設所管課
② 避難所となっている施設の協力体制の構築	危機管理課 施設所管課
<b>2-5 応急備蓄品の計画的確保</b>	
① 食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	危機管理課
② 防災拠点（避難施設等）における備蓄の推進	危機管理課 施設所管課
<b>2-6 孤立地域等のための緊急輸送体制の整備</b>	
① 孤立地域等のための緊急輸送車両体制の整備・管理等	危機管理課 車両所管課
<b>3-1 地域住民との協力による防災体制の確保</b>	
① 自主防災組織の育成・推進	危機管理課
<b>3-2 総合支所等の耐震化による業務継続機能の確保</b>	
① 業務継続計画の見直し	危機管理課 総務人事課
② 災害対策本部代替設置場所に関する検討（地域防災計画への反映及	危機管理課

び具体的な整備等)	
<b>3-2 本庁舎が被災した際の庁舎機能代替施設の確保</b>	
① 代替施設となる総合支所等の耐震化	施設所管課
② 代替施設となる総合支所等の耐震化の推進	建築指導課
<b>3-3 本庁舎の改修、修繕</b>	
① 交換推奨年数を超えた設備の更新	管財課
② 雨漏り等の各種課題の解消	管財課
<b>3-3 市営住宅の長寿命化</b>	
① 栃木市公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な工事の実施	建築住宅課
<b>3-3 市営住宅等に代わる住居の確保</b>	
① 認定賃貸住宅家賃補助金の交付	建築住宅課
<b>3-3 公共施設の安全化</b>	
① 施設の統合・集約に合わせた安全化	行財政改革推進課
<b>4-2 有害物質等が流出した際の住民対応</b>	
① 有害物質等流出時の付近住民への広報活動、避難誘導等	予防課
<b>4-4 異常渇水時を想定した用水の確保・供給体制の整備</b>	
① 水道災害相互応援体制の整備	上下水道総務課
② 給水車の配備	水道建設課
③ 給水袋の備蓄確保	水道建設課
<b>5-1 詐欺行為・悪徳商法等の情報提供・注意喚起</b>	
① 各種メディア（市の刊行物、ケーブルTV、コミュニティFM等）による情報提供・注意喚起	市民生活課
② 市職員や消費生活相談員による自治会等での出前講座	市民生活課 交通防犯課
<b>5-1 外国人住民に向けた各種情報の発信</b>	
① 外国人キーパーソンとの連携（ネットワーク強化）	総合政策課
② 外国人住民が参加する防災訓練の実施	総合政策課
③ 栃木市国際交流協会との連携	総合政策課
<b>5-2 停電時に備えた電源確保</b>	
① 停電時の電源（無停電電源装置、非常用発電設備等）の確保（市役所は管財課、他施設は所管課）	管財課 施設所管課
<b>6-1 復興の協力体制の推進</b>	
① 各種団体等との連携及び協力体制の推進	危機管理課

## （２）住宅・都市

施策と推進方針	担当課
<b>1-1 建築物の耐震化促進</b>	
① 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断士派遣・耐震改修費等助成）	建築指導課
② 防災上重要な市有建築物の耐震化の促進	建築指導課
<b>1-1 屋外広告物等の安全化</b>	
① 屋外広告物等の落下・倒壊防止	都市計画課
<b>1-1 建築物等における応急対策、二次被害の防止</b>	

① 応急危険度判定のための体制整備	建築指導課
<b>1-1 市営住宅等の安全性確保</b>	
① 市営住宅等の劣化防止、耐久性向上のための工事の実施	建築住宅課
<b>1-1 市営住宅等に代わる住居の確保</b>	
① 認定賃貸住宅家賃補助金の交付	建築住宅課
<b>1-2 木造住宅等密集市街地の整備促進</b>	
① 狭あい道路拡幅整備促進事業	建築指導課
② 土地区画整理事業の推進	都市計画課
<b>1-2 空き家対策の推進</b>	
① 空き家バンクの実施、空き家解体費補助金の利活用の促進	建築住宅課
<b>1-3 総合的な浸水対策</b>	
① 公共下水道雨水渠整備（永野川左岸第1排水区）	下水道建設課
<b>5-5 道路の防災・減災対策</b>	
① 災害履歴のある箇所の点検、対策	道路河川維持課
② 橋梁、道路付属物の点検、補修	道路河川維持課
<b>5-5 道路啓開体制の整備</b>	
① 道路施設の応急復旧体制の整備	道路河川維持課
<b>5-5 道路ネットワークの整備</b>	
① 避難路、輸送路の整備	道路河川整備課
<b>5-5 橋梁等の計画的な維持管理</b>	
① 橋梁、道路付属物の点検	道路河川維持課
② 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕	道路河川維持課
<b>5-5 沿道の安全化のための体制整備</b>	
① 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断士派遣・耐震改修費等助成）	建築指導課
② 防災上重要な市有建築物の耐震化の促進	建築指導課
③ ブロック塀等撤去改修事業	建築指導課
<b>6-4 緊急避難場所や仮設住宅用地となりうる公園の維持管理</b>	
① 公園施設の維持管理業務	公園緑地課
<b>6-4 地域復興のための環境整備、人材の確保及び支援体制の整備</b>	
① 不動産関連団体等との連携体制の確保	建築住宅課
<b>6-6 若年層等の市内就業促進及び市内定住支援の推進</b>	
① 移住・定住施策の推進	地域政策課
② 若年層を対象とした就活交流会の開催	商工振興課
③ 東京圏から市内に移住し、就業又は起業等した者への移住支援補助金交付	商工振興課
④ 全国での新規就農希望者PRイベント参加	農業振興課
⑤ 新規就農者サポート補助制度	農業振興課

### （3）保健医療・福祉

施策と推進方針	担当課
<b>2-1 救護活動体制の整備</b>	
① 災害時の救護活動マニュアルの策定	健康増進課

<b>2-2 医療施設等における災害時を想定した医療継続計画（Medical Continuity Plan）の促進</b>	
① 医療機関と災害時の対応に関する協議	健康増進課
<b>2-3 避難所における健康支援</b>	
① ①避難所被災者の健康支援や生活環境に対する支援	統括保健師所属課 こども家庭センター 地域包括ケア推進課 健康増進課
<b>2-3 在宅被災者等への健康支援</b>	
① 在宅被災者等の把握	統括保健師所属課 こども家庭センター 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康増進課
② 在宅等における要支援者への支援	統括保健師所属課 こども家庭センター 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康増進課
<b>2-3 生活不活潑病等の予防</b>	
① 予防リーフレットの配布等による周知、啓発	統括保健師所属課 こども家庭センター 地域包括ケア推進課 健康増進課
② 健康相談、指導の実施	統括保健師所属課 こども家庭センター 地域包括ケア推進課 健康増進課
<b>2-3 被災者の生活環境の変化に伴うメンタルヘルスサポート</b>	
① PFA (Psychological First Aid: 心理的応急処置) の実施	統括保健師所属課 こども家庭センター 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康増進課
② 専門職によるこころのケアの実施	統括保健師所属課 こども家庭センター 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康増進課
<b>2-7 保育所における避難等対応</b>	
① 浸水被害等が想定される場合の休園措置、早期避難	保育課
② 保育所における食料等の備蓄	保育課
<b>2-7 感染症予防体制の整備</b>	
① 感染症予防、嘔吐物処理方法等に関する研修	健康増進課
<b>2-7 感染症予防のための備蓄</b>	

① 感染症予防対策としてのマスク・消毒液等の計画的備蓄	健康増進課
<b>6-2 災害ボランティアセンターの運営</b>	
① 災害ボランティアセンター運営研修（隔年）	福祉総務課 社会福祉協議会
② 災害ボランティア支援委員会の実施	福祉総務課 社会福祉協議会

#### （４）産業・エネルギー・文化

施策と推進方針	担当課
<b>2-5 関係機関等との連携強化</b>	
① 県や公共交通機関等との連携及び市有施設等における帰宅困難者の受入態勢の整備	商工振興課
<b>2-5 事業所等における備蓄の促進</b>	
① 事業所等に対する災害時の行動や準備の必要性等の啓発	商工振興課
② 事業所等における緊急物資、燃料等の備蓄促進	商工振興課
<b>4-1 民間企業等における災害時を想定した事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画策定の推進</b>	
① 県等が実施する事業所向けの事業継続計画（BCP）策定のためのセミナー等の情報提供	商工振興課
② 国県、商工経済団体等と連携した発災を想定した情報伝達訓練	商工振興課
<b>4-1 中小企業等に対する市制度融資の実施</b>	
① 取扱金融機関と連携し、市制度融資等による経営基盤の維持及び設備資金のための資金調達	商工振興課
<b>5-2 自立分散型エネルギーの確保促進</b>	
① 自立分散型エネルギーシステム構築のための支援情報提供	商工振興課
② 再生可能エネルギー設備導入のための支援情報提供	商工振興課
<b>5-2 民間企業等における災害時を想定した事業継続計画（BCP）の促進</b>	
① 県等が実施する事業所向けの事業継続計画（BCP）策定のためのセミナー等の情報の提供	商工振興課
② 国県、商工経済団体等と連携した発災を想定した情報伝達訓練	商工振興課
<b>5-6 経営安定を図るための支援</b>	
① 経営安定を図るための各種支援策の実施	商工振興課
② 各種支援の情報提供	商工振興課
③ 関係機関（国、県、商工経済団体、金融機関）との連携強化	商工振興課
<b>6-5 伝統的建造物等の修理等を担う人材の確保及び支援組織の構築</b>	
① 伝統的建造物等の修理を担う人材育成事業の支援	蔵の街課
② 伝統的建造物の修理事業の実施	蔵の街課
<b>6-5 伝統的建造物等の修理等を行う場合の財政的支援</b>	
① 伝統的建造物保存事業補助金の交付	蔵の街課

## (5) 情報通信・交通・物流

施策と推進方針	担当課
<b>2-5 帰宅困難に備えた児童生徒・教職員の安全確保</b>	
① 危機管理マニュアルによる校内体制の構築	学校教育課
② 学校と保護者をつなぐメール配信システムの運用管理	学校教育課
<b>2-6 地域交通ネットワークの安全性・信頼性の確保</b>	
① 橋梁・道路付属物点検事業	道路河川維持課
② 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕	道路河川維持課
<b>2-6 道路ネットワークの整備</b>	
① 避難路、輸送路の整備	道路河川整備課
<b>5-1 庁舎被災時を想定した情報ネットワークシステムの整備</b>	
① クラウド方式による情報システムの整備	デジタル推進課
② 情報システムにおける非常用自家発電機の整備	デジタル推進課
③ 情報ネットワークの機能喪失等を未然に防止するための監視	デジタル推進課
<b>5-1 市民等への多様な情報伝達手段の活用</b>	
① 広報車両、市ホームページ、SNS（Facebook、X、LINE）等の広報ツールの活用、関係機関（ケーブルテレビ、コミュニティ FM 等）との連携	広報課
<b>5-1 情報伝達手段の多重化</b>	
① 技術革新により進化する情報伝達手段等を活用して補完し合う伝達経路の確立	危機管理課
<b>6-5 伝建地区防災計画に基づいた防災訓練の実施及び消火設備等の整備</b>	
① 地区住民及び行政機関による総合防災訓練の実施	蔵の街課
② 無線連動式住宅用火災警報器の設置	蔵の街課
③ 初期消火設備の配備及び操作訓練の実施	蔵の街課
<b>6-5 文化財の被災状況の確認修復等に関する協力体制の確保</b>	
① 平常時から文化財の現状を把握する体制の確保	文化課
② 被災した文化財の修復等に対する事務手段の整備	文化課
③ 文化財の修復等に関する支援団体との連携	文化課
<b>6-6 雇用需要に応じた人材確保支援</b>	
① 国県と連携した就職面接会の開催	商工振興課

## (6) 農業・国土保全・環境

施策と推進方針	担当課
<b>1-3 農業水利施設等の損壊被害の低減化</b>	
① 農業水利施設の整備	農林整備課
② ため池防災工事の実施	農林整備課
<b>2-4 水道施設の被災時を想定した用水の確保・供給体制の整備</b>	
① 水道災害相互応援体制の整備	上下水道総務課
② 給水車の配備、給水袋の備蓄確保	水道建設課

③ 給水訓練の実施	水道建設課
<b>2-7 下水道の接続率、合併処理浄化槽への転換の向上</b>	
① 下水道整備区域内の未使用者の下水道への接続、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する普及・啓発活動	下水道建設課
<b>4-2 水質汚濁防止対策及び事故発生個所における応急措置体制の整備</b>	
① 特定施設における有害物質の保管状況等の確認（県との合同による定期的な立入の実施）	環境課
② 特定施設設置者による応急措置の指導（事故時における特定施設設置者による応急措置及び市への状況報告等）	環境課
<b>4-3 被災後、速やかに農業生産が再開できる経営体の増加</b>	
① 農業版事業継続計画書策定の案内	農業振興課
<b>4-3 広域物流機能の停滞時を想定した民間の生産・物流事業者等との協力体制の整備</b>	
① JA しもつけ、JA かみつがとの包括連携協定締結	農業振興課
<b>4-5 農業・農村の復興を見据えた農地・森林等の計画的な復旧整備</b>	
① 農地集積を推進する区画再編や大区画化等の圃場整備事業の推進	農林整備課
② 多面的機能支払交付金事業（田んぼダム）	農林整備課
③ 森林経営管理事業	農林整備課
<b>5-4 災害時における上水道被害の低減化</b>	
① 上水道管路の耐震化	水道建設課
② 浄水施設・配水池の耐震化	水道建設課
③ 非常用発電設備の整備・更新	水道建設課
<b>5-4 災害時における下水道施設の被害の低減</b>	
① 下水道施設を計画的に改築・更新等をしていくため、ストックマネジメント計画の策定	上下水道総務課 下水道建設課
<b>5-6 大規模水害発生時の農地湛水被害の防止</b>	
① 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新排水機場における排水機能向上及び適正な維持管理	農林整備課
<b>6-3 災害廃棄物の適正処理</b>	
① 災害廃棄物仮置場の設置	クリーン推進課
② 災害廃棄物処理計画の策定	クリーン推進課
③ 災害応援協定の推進	クリーン推進課
④ 廃棄物処理施設の再整備	クリーン推進課
<b>6-6 若年層等の市内就業促進及び市内定住支援の推進</b>	
① 移住・定住施策の推進	地域政策課
② 若年層を対象とした就活交流会の開催	商工振興課
③ 東京圏から市内に移住し、就業又は起業等した者への移住支援補助金交付	商工振興課
④ 全国での新規就農希望者PRイベント参加	農業振興課
⑤ 新規就農者サポート補助制度	農業振興課

## 2 分野横断的施策の推進方針

### (1) 4つの横断的施策分野の推進方針

#### ア) 市役所本庁舎等業務機能の保全又は代替機能による業務継続

災害対策本部機能の保全、又はバックアップ機能の確保等による業務継続計画の推進について分野横断的に取組み、各施設の耐震化等による安全化対策、各種の防災インフラ（運動公園・総合支所等を候補とする代替機能）の計画的な維持管理を推進します。

シナリオ	施策体系	取組内容（整備対象内容）	主な担当課
1-1 5-5	◆建築物の耐震化促進 ◆沿道の安全化のための体制整備	■防災上重要な市有建築物の耐震化	建築指導課 施設所管課
1-4	◆防災拠点施設におけるブラックアウト対策	■防災拠点施設における自立型電源確保（非常用発電機の更新等）	管財課
3-2	◆業務継続機能の確保	■業務継続計画の見直し	危機管理課 総務人事課
3-2	◆業務継続機能の確保	■災害対策本部代替設置場所に関する検討（地域防災計画への反映及び具体的な整備等）	危機管理課
3-2	◆防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置	■防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置（市役所は管財課、他施設は所管課、備蓄倉庫は危機管理課）	危機管理課 管財課 施設所管課

【危機管理課、総務人事課、管財課、建築指導課、施設所管課等による連携体制】

#### イ) 浸水リスク等情報の共有化及び連携・推進体制の確保

これまでの災害履歴を踏まえた水防箇所の点検、消防活動における迂回道路の検証等について分野横断的に取組み、浸水リスク等情報や防災インフラの整備に関する情報が市民に正確かつ、速やかに伝達可能となるよう連携・推進体制を保持します。

シナリオ	施策体系	取組内容（整備対象内容）	主な担当課
1-3	◆河川決壊・越水等早期把握体制の整備	■県との連携による水位計・簡易型河川監視カメラの増設	危機管理課
1-3	◆的確な避難情報の提供	■避難情報等の情報提供体制の強化	危機管理課
1-3	◆重要水防箇所及び水没箇所の把握	■重要水防箇所及び過去の水害発生地の巡視	危機管理課 道路河川維持課 消防総務課 警防課
1-3	◆流域治水の推進	■河道の整備	治水対策室
1-3	◆流域治水の推進	■調節池等の整備	治水対策室
1-3	◆流域治水の推進	■河川・水路の適正な維持管理	道路河川維持課

1-3	◆流域治水の推進	■公共下水道雨水渠整備（永野川左岸第1排水区）	下水道建設課
2-6	◆地域交通ネットワークの安全性・信頼性の確保	■橋梁・道路付属物点検事業 ■橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	道路河川維持課
2-6	◆道路ネットワークの整備	■避難路、輸送路の整備	道路河川整備課

【危機管理課、道路河川整備課、道路河川維持課、治水対策室、下水道建設課等による連携体制】

## ウ) 分散避難等に留意した避難所開設・運営のための連携

災害時における避難情報の提供や健康管理の徹底、医療救護マニュアルの確立等を踏まえ避難所開設計画について分野横断的に取組み、感染症予防対策も含めた分散避難体制の整備や物資等の計画的備蓄に努めた避難所運営の各課連携・推進体制を確保します。

シナリオ	施策体系	取組内容（整備対象内容）	主な担当課
2-1	◆避難所における電源、冷暖房器具等の確保	■避難所における冷暖房器具の設置又は備蓄	危機管理課
2-3	◆避難所収容数の確保	■計画的な避難所収容数の確保	危機管理課
2-3	◆避難所における災害時必要設備等の確保	■簡易トイレの設置、マンホールトイレの整備、仮設トイレの設置等	危機管理課 クリーン推進課 下水道建設課
2-3	◆避難所における健康支援	■避難所被災者の健康支援や生活環境に対する支援	統括保健師所属課 こども家庭センター 地域包括ケア推進課 健康増進課
2-3	◆被災者の生活環境の変化に伴うメンタルヘルスサポート	■PFA (Psychological First Aid: 心理的応急処置) の実施 ■専門職によるこころのケアの実施	統括保健師所属課 こども家庭センター 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康増進課
2-7	◆感染症予防体制の整備	■感染症予防、嘔吐物処理方法等に関する研修	健康増進課
2-7	◆感染症予防のための備蓄	■感染症予防対策としてのマスク・消毒液等の計画的備蓄	健康増進課

【危機管理課、クリーン推進課、健康増進課、統括保健師所属課、こども家庭センター、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、避難所班等による連携】

## エ) 被災地に対する定期横断的な相互支援体制及び民間との連携体制の整備

大規模な自然災害の発生に加え、感染症等による複合災害も想定される場合、広域的な支援体制の確保に限界が予想されることから、災害ボランティアセンターの分散立地等の対策が課題となります。一方、市内において災害が発生した際には、被災地域で活動できる地域の消防団、自主防災組織等が応援するなど、市内の相互支援が求められます。

このため、防災対策を動機付けとした本市の一体的なリスクコミュニケーションを醸成し、定期横断的な相互支援の体制づくりを図ります。また、民間各種団体との災害時連携協定について、それぞれの協定事項が被災地支援のために実効性をもって運用できるよう連携協力体制の強化を図ります。

シナリオ	施策体系	取組内容（整備対象内容）	主な担当課
2-1	◆救助・救急活動の広域的な支援（受援）体制の整備	■広域的な支援（受援）体制の整備	危機管理課
2-1	◆応急備蓄品の計画的確保	■食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	危機管理課
2-1	◆応急備蓄品の計画的確保	■防災拠点（避難施設等）における備蓄の推進	危機管理課 施設所管課
2-1	◆消防団体制の拡充整備	■組織再編による消防団員充足率の向上	消防総務課
3-1	◆地域住民との協力による防災・防犯体制の確保	■自主防災組織の育成・推進	危機管理課
6-2	◆災害ボランティアセンターの運営	■災害ボランティアセンター運営研修（隔年）	福祉総務課 社会福祉協議会
6-2	◆災害ボランティアセンターの運営	■災害ボランティア支援委員会の実施	福祉総務課 社会福祉協議会

【危機管理課、福祉総務課、栃木市社会福祉協議会各種災害時連携協定の所管課、各種民間団体等による連携】

### 3 重要業績評価指標（KPI）の設定

#### （1）個別施策分野

##### 1 行政機能・消防

評価指標	現状値（R6）	目標値（R12）
1-1 防災拠点施設の整備	45%	80%
1-1 隣接消防機関との合同訓練	5回	7回
1-2 住宅用火災警報器の設置率（第2次栃木市総合計画単位施策指標）	83%	88%
1-2 消防水利施設充足率（設置数／算定数）（消防施設整備計画実態調査）	87.4%	90%
1-3 水位計・簡易型河川監視カメラの増設数	39台 (R7)	44台
1-3 避難情報等の情報発信	13のシステム・体制で稼働中（R7）	新システム開発の都度追加
1-3 河川における雨水調節のための調節池整備箇所	8箇所	14箇所
1-3 居住誘導区域の人口カバー率（※栃木市立地適正化計画）	43.28%	46% (R22)
1-3 救命胴衣保有数	172着	210着
1-4 ハザードマップでの土砂災害危険箇所の表示	わかりやすい表示を検討 (R7)	わかりやすい表示を検討
1-4 防災拠点施設における非常用発電機の更新	0機 (R7)	1機
2-1 消防訓練の出向回数	138件	150件
2-1 断水時の火災図上訓練の実施回数	13件	15件
2-1 消防団員の充足率	93.1%	99.0%
2-1 災害協定による電気自動車利用についての体制構築	3社 (R7)	3社
2-4 関係団体との災害時支援協定締結数	111件	111件
3-1 自主防災組織設立数	68組織	68組織

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
3-3 受変電設備の配電盤更新	0% (R7)	100%
3-3 市営住宅等長寿命化修繕率(栃木市公営住宅等長寿命化計画)	83.3%	95.5%
5-1 外国人キーパーソンの人数	12人	14人
5-1 外国人住民が参加する防災訓練の実施	45人	60人

## 2 住宅・都市

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
1-1 民間住宅の耐震化率(※栃木市建築物耐震改修促進計画)	87.0% (R2) ※5年毎公表	96%
1-1 防災上重要な市有建築物の耐震化率	87.3%	概ね解消
1-2 狭あい道路の拡幅延長(累計)	1,420.9m (H30~R6)	1,660.9m (R12末)
1-2 空き家バンク登録件数、解体補助金の利用件数(※栃木市空き家等対策計画)	1,535件	2,615件
1-3 公共下水道雨水渠整備事業(永野川左岸第1排水区)整備率	42.9% (R6末)	100% (R12末)
5-5 市道の改良率	94.6%	95.1%
5-5 民間住宅の耐震化率(※栃木市建築物耐震改修促進計画)	87.0% (R2) ※5年毎公表	96%
5-5 防災上重要な市有建築物の耐震化率	87.3%	概ね解消
5-5 危険なブロック塀等の撤去延長(累計)	1388.3m (R1~R6)	2,638.3m (R12末)
6-4 公園施設の維持管理箇所数	5箇所	5箇所

## 3 保健医療・福祉

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
2-1 救護活動マニュアルの策定	未策定	策定

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
2-2 非常用電源が設置してある医療機関の数	11 施設	13 施設
2-3 避難所における体調不良者確認実施率	—	100%
2-7 嘔吐物処理方法等の研修実施	実施	実施
6-2 災害ボランティアセンター運営研修会への参加者数	14 人	57 人
6-2 災害ボランティア支援委員会の実施回数	1 回	2 回

#### 4 産業・エネルギー・文化

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
2-5 防災・減災のための研修会等の開催回数	0 回/5 年	2 回/5 年
4-1 事業継続力強化計画認定事業者数 (累計)	累計 70 事業者	累計 90 事業者
4-1 国県、商工団体と連携した情報伝達訓練実施回数 (毎年実施)	1 回/年	1 回/年
5-2 事業継続力強化計画認定事業者数 (累計) (再掲)	累計 70 事業者	累計 90 事業者
5-2 国県、商工団体と連携した情報伝達訓練実施回数 (毎年実施) (再掲)	1 回/年	1 回/年
5-6 事業継続力強化計画認定事業者数 (累計) (再掲)	累計 70 事業者	累計 90 事業者
6-5 伝統的建造物保存事業補助金の交付件数 (延べ)	63 件	93 件
6-5 総合防災訓練の参加者数 (延べ)	480 人	780 人
6-5 文化財パトロール員の人数	2 人	7 人
6-6 就職面接会開催回数	1 回/年	3 回/年
6-6 移住支援補助金による移住者数	23 人/年	45 人/年

## 5 情報通信・交通・物流

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
2-5 保護者のメール配信システムへの登録率	95.9%	100%
2-6 市道の改良率 (再掲)	94.6%	95.1%
5-1 市内ネットワークの年間稼働日数	365 日	365 日

## 6 農業・国土保全・環境

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
1-3 基幹的農業水利施設の機能診断実施率	0% (R7)	100%
1-3 ため池防災工事の実施率	0% (R7)	100%
2-7 生活排水処理人口普及率	84.0% (R6 末)	85.9% (R12 末)
4-2 工場立入実施回数	23 回	30 回
4-3 事業継続計画（農業版を含む）	4 人	8 人
4-5 圃場整備事業の整備率	77.8% (R7)	77.8%
4-5 田んぼダム of 取組面積	144ha (R7)	324ha
4-5 森林経営管理制度の運用面積	39ha (R7)	80ha
5-4 スtockマネジメント計画の策定	0% (R6 末)	100% (R12 末)
5-4 基幹管路の耐震適合率	26.1%	27.4%
5-4 浄水施設の耐震化率	50.7%	57.6%
5-4 配水池の耐震化率	51.5%	55.8%
5-6 排水機場の定期点検実施率	100% (R7)	100%
6-3 災害廃棄物仮置場数	6 箇所	8 箇所
6-6 年間新規就農者数	38 人	42 人

## (2) 横断的施策分野

### ア 市役所本庁舎等業務機能の保全又は代替機能による業務継続

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
1-1 防災上重要な市有建築物の耐震化率	87.3%	概ね解消
1-4 防災拠点施設における非常用発電機の更新	0 機 (R7)	1 機

### イ 浸水リスク情報の共有化及び連携・推進体制の確保

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
1-3 水位計・簡易型河川監視カメラの増設数	39 台 (R7)	44 台
1-3 避難情報等の情報発信	13 のシステム・体制で稼働中 (R7)	新システム開発の都度追加
1-3 公共下水道雨水渠整備事業 (永野川左岸第1排水区) 整備率	42.9% (R6 未)	100% (R12 未)

### ウ 分散避難等に留意した避難所開設・運営のための連携

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
2-3 避難所における体調不良者確認実施率	—	100%

### エ 被災地に対する定期横断的な相互支援体制及び民間との連携体制整備

評価指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
2-1 消防団員の充足率	93.1%	99.0%
3-1 自主防災組織設立数	68 組織	68 組織
6-2 災害ボランティアセンター運営研修会への参加者数	14 人	57 人
6-2 災害ボランティア支援委員会の実施回数	1 回	2 回

## 第5章 計画の推進及び進捗管理

### 1 重点的に実施すべき施策体系

限られた資源で効率的・効果的に地域の強靱化を進めるため、重点的に取組む施策を明確にし、積極的に進める必要があります。

本計画では、「人命の保護」を最優先として、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、リスクシナリオ単位で重点的に取組む施策を設定します。

図表 10：重点的に取組む施策に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	リスクシナリオ
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。）
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

以上のことから、「第4章 分野別施策の推進方針」において整理した施策分野の推進方針のうち、重点的に取組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

図表 11：重点的に取組む施策の項目

施策分野	施策
1 行政機能・消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置</li> <li>・応急備蓄品の計画的確保</li> <li>・救助・救急活動の広域的な支援（受援）体制の整備</li> <li>・住民の防災意識啓発</li> <li>・業務継続体制の整備</li> </ul>

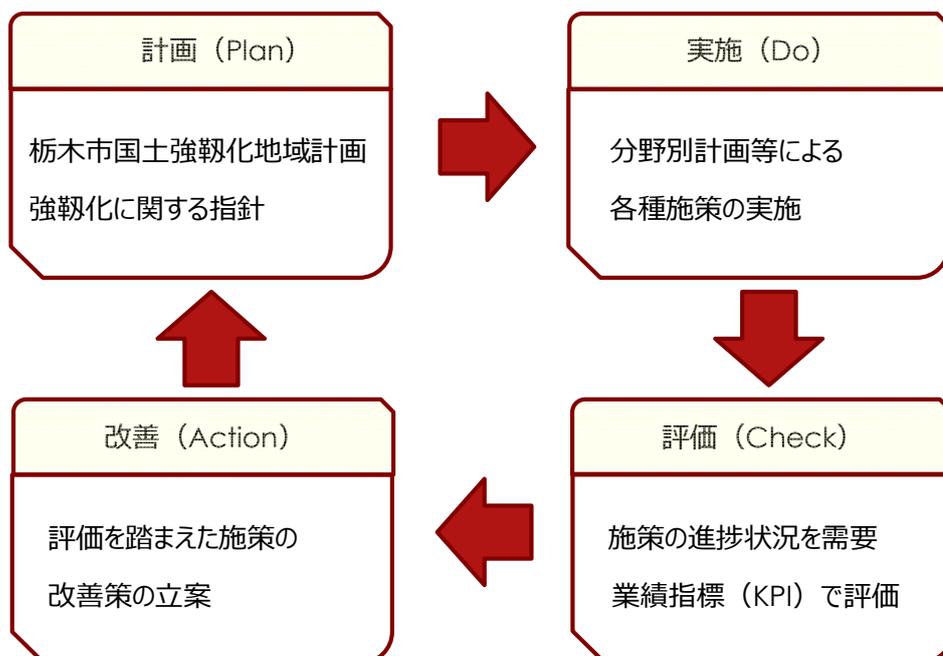
施策分野	施 策
2 住宅・都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震化促進</li> <li>・空家対策の推進</li> <li>・災害時における上水道被害の低減化</li> </ul>
5 情報通信・交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達経路の多重化</li> <li>・道路の防災・減災対策</li> <li>・地域交通ネットワークの安全性（緊急輸送体制の整備）</li> </ul>
6 農業・国土保全・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な治水対策</li> <li>・土砂災害警戒区域におけるハード・ソフト対策の促進</li> </ul>

各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画は、本市のリスクマネジメントを推進する基本的指針です。このため、計画期間にわたり、①強靱化が目指す事前に備えるべき目標のもとでリスク要因と脆弱性の評価を継続的に実施すること、②脆弱性を克服するための問題の回避や障害の除去につながる対応施策を実施すること、③対応施策の進捗状況や実施成果を踏まえ全体の取組を見直し改善を図り新たな取組につなげること（いわゆるPDCAサイクルの徹底）等により、本市のより一層の強靱化を推進するものとします。

なお、本計画は毎年度、それぞれの施策をPDCAサイクルによる取組の効果の検証し、進捗管理を行うとともに、国・県等の動向や本市を取り巻く社会経済情勢の変化や国土強靱化等を踏まえて、必要に応じて改善を図ることでより強靱な栃木市の構築を進めます。



### 3 交付金等の活用による整備事業一覧

図表 12：整備対象事業一覧

リスク シナリオ	施策体系における 取組内容	事業名称	実施箇所	実施内容 (区間、延長等)	事業期間 (全体)	全体事業費 (百万円)	活用予定の 交付金等	担当課
シナリオ 1-1 5-5	耐震診断士無料派遣の実施、耐震改修費等補助金の交付等	木造住宅耐震化促進事業	市内全域	-	平成 22 年度～	-	防災・安全交付金 (住宅・建築物安全 ストック形成事業)	建築指導課
シナリオ 1-2	狭あい道路整備補助金(分筆・堀撤去)の交付等	狭あい道路整備補助金	市内全域	-	平成 22 年度～	-	社会資本整備総合 交付金(狭あい道路 整備等促進事業)	建築指導課
シナリオ 1-2	空き家バンクの実施、 空き家解体補助金の 利活用の促進	あったか住まいるバン ク事業費	栃木市内	栃木市内	平成 25 年度～ 令和 12 年度	-	住宅市街地総合整 備事業補助金	建築住宅課
シナリオ 1-2	空き家バンクの実施、 空き家解体補助金の 利活用の促進	空き家対策事業費	栃木市内	栃木市内	平成 27 年度～ 令和 12 年度	-	住宅市街地総合整 備事業補助金	建築住宅課
シナリオ 1-3	防災重点農業用ため 池の防災工事	防災重点農業用た め池整備事業	対策が必要とされる 防災重点農業用た め池	最大 25 箇所	令和 7 年度～ 令和 12 年度	-	農村地域防災減災 事業	農林整備課
シナリオ 1-3	防災重点農業用ため 池の防災工事	防災重点農業用た め池整備事業	対策が必要とされる 防災重点農業用た め池	最大 25 箇所	令和 7 年度～ 令和 12 年度	-	防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業 債	農林整備課
シナリオ 2-1	広域的な支援(受 援)体制の整備	消防ポンプ自動車 購入事業	-	消防車 1 台	令和 9 年度	-	緊急消防援助隊整 備整備費補助金	警防課
シナリオ 2-1	広域的な支援(受 援)体制の整備	高規格救急自動車 購入事業	-	救急車 1 台	令和 10 年度	-	緊急消防援助隊整 備整備費補助金	警防課
シナリオ 2-1	広域的な支援(受 援)体制の整備	高規格救急自動車 購入事業	-	救急車 1 台	令和 11 年度	-	緊急消防援助隊整 備整備費補助金	警防課
シナリオ 2-1	広域的な支援(受 援)体制の整備	高規格救急自動車 購入事業	-	救急車 1 台	令和 12 年度	-	緊急消防援助隊整 備整備費補助金	警防課
シナリオ 2-6 5-5	避難路、輸送路の整 備	市道 1024 号線道 路改良事業	大皆川町工区、皆 川城内町工区	0.9km	令和 7 年度～ 令和 20 年度	-	防災・安全交付金	道路河川 整備課
シナリオ 2-6 5-5	避難路、輸送路の整 備	市道 1066 号線	藤岡町富吉工区、 藤岡町蛭沼工区	1.9km 令和 5 年度まで に 1.0km 供用 開始 令和 8 年度まで に 0.4km 供用 開始	平成 27 年度～ 令和 9 年度	-	防災・安全交付金	道路河川 整備課
シナリオ 2-6 5-5	避難路、輸送路の整 備	市道 2065 号線道 路改良事業	平井町工区	0.6km	平成 21 年度～ 令和 8 年度	-	防災・安全交付金	道路河川 整備課
シナリオ 2-6 5-5	避難路、輸送路の整 備	今泉泉川線道路整 備事業	日ノ出町工区	0.6km	令和 3 年度～ 令和 11 年度	-	社会資本整備総合 交付金、踏切道改良 計画事業補助金	道路河川 整備課

リスク シナリオ	施策体系における 取組内容	事業名称	実施箇所	実施内容 (区間、延長等)	事業期間 (全体)	全体事業費 (百万円)	活用予定の 交付金等	担当課
シナリオ 3-3	市営住宅等長寿命 化のための工事実施	市営住宅リフレッシュ 事業費	栃木市内	栃木市内	平成 18 年度～ 令和 12 年度	－	社会資本整備総合 交付金、防災・安全 交付金	建築住宅課
シナリオ 4-5	多面的機能支払交 付金を活用した田んぼ ダム整備	多面的機能支払交 付金	栃木市内の事業実 施区域	－	－	－	多面的機能支払交 付金	農林整備課
シナリオ 5-4	災害時における下水 道施設の被害の低減	ストックマネジメント 計画の策定	市全域	下水道施設	令和 9 年度～ 令和 10 年度	－	防災・安全交付金	上下水道 総務課
シナリオ 5-5	ブロック塀等撤去改修 工事費補助金の交付 等	ブロック塀等撤去改 修促進事業	市内全域	－	令和元年度～	－	防災・安全交付金 (住宅・建築物安全 ストック形成事業)	建築指導課
シナリオ 6-3	廃棄物処理施設の再 整備	新し尿処理施設整 備	城内町 2 丁目地内	85KL/日施設の 新設	令和 8 年度～ 令和 12 年度	－	循環型社会形成推 進交付金（廃棄物 処理施設分）	クリーン推進 課
シナリオ 6-5	伝統的建造物保存 事業補助金の交付	伝統的建造物群保 存事業	栃木市嘉右衛門町 伝統的建造物群保 存地区	面積 約 9.6ha	平成 24 年度～ (実施中)	－	国宝重要文化財等 保存・活用事業費補 助金	蔵の街課

※交付金・補助金等の交付条件により、全体事業費欄は補記するもの。

# 参考資料 1 上位関連計画

## 1 国及び栃木県の上位関連計画等

### (1) 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）

「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第10条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）のとおり変更する。

#### ◆基本的な方針等

〈基本的な方針〉（**太字**：新たに追加して記載するもの）

- 国民の生命と財産を守る防災インフラ（**河川・ダム、砂防・治山、海岸等**）の**整備・管理**
- 経済発展の基盤となる**交通・通信・エネルギー**などライフラインの**強靱化**
- デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化【新規】**
- 災害時における事業継続性確保を始めとした**官民連携強化**
- 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）【新規】**

〈特に配慮すべき事項〉

- **自律・分散・協調型社会の促進**
- **重点施策の明確化**  
114の特に必要とされる施策を設定し、重点的に進めていくことが決定されています。
- **デジタル技術の活用**  
災害時の情報収集やリスクコミュニケーションにデジタル技術を積極的に導入し、情報共有・発信の迅速化を図ります。
- **官民連携の強化**
- **気候変動への対応**
- **新しい社会情勢の考慮**  
新型コロナウイルスや感染症の影響を踏まえた対策を強化し、地域コミュニティが単独で無く広域的に連携できるようにしています。 等

#### ◆国土強靱化の推進方針

〈個別施策分野の推進方針〉（**太字**：新たに追加して記載するもの）

行政機能／警察・消防等／防災教育等	自治体庁舎の非常用通信設備整備、緊急消防援助隊・消防団の充実強化、 <b>避難所の収容力・プライバシーの確保、女性の視点を取り入れた防災・復興体制の確立</b>
-------------------	--

住宅・都市分野	住宅・建築物耐震化、密集市街地解消、上水道管路・下水道施設の耐震化、学校施設・社会福祉施設の耐震化・防災機能強化、文化財の防災対策、大規模盛土造成地・盛土等の安全性把握
保健医療・福祉分野	医療施設の耐災害性強化（給水・自家発電）、医療機関の非常用通信手段の整備、 <b>新興感染症に対応可能な災害派遣医療チーム（DMAT）の養成・研修の実施、医療コンテナの活用・普及促進</b>
エネルギー分野	地域間のエネルギー相互融通能力強化、燃料供給インフラ（備蓄）の災害対応力強化、 <b>局所的なブラックアウトの発生リスクの低減</b>
金融分野	金融サービスの確実な提供、 <b>金融決済機能の継続性確保のための機関合同訓練の定期実施、預貯金口座へのマイナンバー付番、災害保険や民間の防災・減災サービスの活用強化</b>
情報通信分野	<b>データセンター等の地方分散によるデジタルインフラの強靱化、緊急通報の事業者間ローミングの実現、多様な通信手段の確保、防災機関間の情報共有のための総合防災情報システムの強化</b>
産業構造分野	サプライチェーン全体を強靱化、企業等における非常用電源設備の確保、継続的な教育・訓練の促進、 <b>業種間 BCP の策定、企業の本社機能の移転・分散化の促進</b>
交通・物流分野	道路・鉄道等幹線交通ネットワークの機能強化、緊急輸送道路の無電柱化、信号機電源付加装置の整備、鉄道施設・港湾施設・航路標識・空港施設の耐災害性強化、 <b>貨物鉄道等の円滑な物流の実現</b>
農林水産分野	流域治水対策（農業水利施設、田んぼダム）、ため池の防災・減災対策、治山対策・森林整備対策、漁港防災対策、園芸産地事業継続対策、 <b>農山漁村コミュニティの活性化による地域防災力の向上</b>
環境分野	自然公園の荒廃防止対策、グリーンインフラの推進、適正な鳥獣保護管理、Eco-DRR（自然生態系を活用した防災・減災）の現場実装、 <b>実効性ある災害廃棄物処理計画</b>
土地利用（国土利用）分野	土地境界等を明確にする地籍調査の推進、所有者不明土地法等に基づく対応、都市部の地図混乱地域の地図作成、事前復興まちづくり計画の策定推進、災害リスクの高いエリアからの移転促進

#### ◆国土強靱化の推進方針

〈横断的分野の推進方針〉（太字：新たに追加して記載するもの）

リスクコミュニケーション分野	防災教育・訓練・啓発等による双方向コミュニケーションの推進、 <b>防災訓練における女性参加、地区防災計画の推進、気象防災アドバイザー・地域防災マネージャーの全国拡充</b>
人材育成分野	建設・医療の担い手確保対策、 <b>センシング技術を活用したスマート保安の普及、都道府県等における復旧・復興に必要な中長期派遣技術職員の確保</b>
官民連携分野	災害対応・地域経済社会再建に必要な情報・物資の確保、災害対応への民間企業の施設設備・組織体制の活用、関係者間で連携した BCP 策定、 <b>広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実施</b>

老朽化対策分野	道路・鉄道・工業用水道・上下水道・公園・学校・農業水利施設・治山治水・林道・海岸保全施設等の <b>広域的・戦略的インフラマネジメント、ドローン・AIを活用したリモートセンシング</b>
研究開発分野	先端的な情報科学を用いた地震研究、高精度な気候変動予測データ創出、高度な検査技術、強靱化に資する構造材料・工法、 <b>国土に関わる情報（海岸線、構造物の劣化）の常時モニタリング</b>
デジタル活用分野	<b>防災 DX（防災デジタルツイン・防災デジタルプラットフォームの構築）、マイナンバーカードを活用した避難所運営、現場でのロボット・ドローン・AI等の活用、ICT 施工、遠隔監視</b>

(2) 栃木県国土強靱化地域計画（平成 28 年 2 月） ※令和 7 年度 計画策定中

「栃木県国土強靱化地域計画」（平成 28 年 2 月策定）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づき、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。計画期間は、平成 28(2016)年度を初年度とする令和 2(2020)年度までの 5 年間としています。

○基本理念と基本方針

(1) 基本理念

- ・安全・安心な基盤が整う強くてしなやかなとちぎづくり
- ・とちぎの豊かさの維持・向上
- ・首都直下地震等発生時のバックアップ拠点としての機能充実

(2) 基本方針

- ・人口減少等を踏まえた施策の推進
- ・平常時における県民生活の豊かさの向上
- ・既存の社会資本の有効活用及び施設の効率的かつ効果的な維持管理 等

○強靱化の推進方針

脆弱性評価を踏まえ個別施策分野及び横断的分野ごとに推進方針を定める

【個別施策分野の推進方針】

(1) 行政機能／警察・消防等

- ・県及び市町の防災拠点機能の確保
- ・火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保 等

(2) 住宅・都市・土地利用

- ・住宅、建築物等の耐震化
- ・上下水道施設の耐震化 等

(3) 保健医療・福祉

- ・災害拠点病院の機能強化
- ・D M A T 指定病院の整備 等

(4) 産業・エネルギー

- ・県内事業者における B C P 策定支援
- ・本社機能等の移転 等

(5) 情報通信・交通・物流

- ・住民等への災害情報の伝達
- ・道路の防災・減災対策及び耐震化 等

(6) 農林水産

- ・農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

- ・生産基盤等の災害対応力の強化

(7) 国土保全・環境

- ・河川改修等の治水対策
- ・山地防災対策 等

【横断的分野の推進方針】

(1) リスクコミュニケーション

- ・防災意識の高揚、防災教育の実施
- ・災害ボランティアの活動体制の強化 等

(2) 老朽化対策

- ・社会資本等の老朽化対策

【主な重要業績評価指標】

- ・住宅の耐震化率
- ・B C P 策定支援事業者数
- ・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率
- ・防災訓練の参加率
- ・避難行動要支援者名簿を作成している市町数
- ・外国語で情報提供を行う市町数 等

### (3) 栃木県地震被害想定調査（平成 25 年度）

栃木県地震被害想定調査は、県の地域防災計画や防災行政に反映させるとともに、市町の防災力・県民の自助力の向上等の一助とすることを目的として実施しました。

県では、平成 25 年度に学識経験者から構成される検証委員会の検証を受け、自然事象の予測、被害想定などの状況等を踏まえ、県及びその周辺において地震が発生した場合の県の被害想定を行ったものです。

#### ○想定地震動

以下の 32 パターンの地震動について被害想定を実施

##### (1) 活断層等の地震（4 パターン）

関谷断層地震【M7.5】、関東平野北西縁断層帯地震【M8.0】、東京湾北部地震【M7.3】、茨城県南西部地震【M7.3】

##### (2) 活断層が確認されていない地域で起こりうる直下の地震（28 パターン）

栃木県庁直下地震【M7.3、M8.0】、各市町直下の地震【M6.9】

#### ○被害想定調査の結果

栃木県庁直下地震【M7.3】における被害想定概要

##### (1) 建物被害

全壊棟数 62,786 棟

（うち揺れによるもの 61,921 棟）

##### (2) 人的被害

死者 3,926 人（うち火災によるもの 92 人）

負傷者 321,081 人（うち重傷者 6,719 人）

##### (3) ライフライン被害（発災直後）

・上水道（断水人口） 924,617 人

・下水道（支障人口） 387,562 人

・電力被害（停電軒数） 148,362 軒

・通信被害（不通回線数） 105,365 回線

・都市ガス（供給停止戸数） 75,720 戸

##### (4) 避難者数（当日・1 日後）

約 210,289 人（うち避難所避難者 114,237 人）

##### (5) 災害廃棄物発生量（可燃・不燃物）

671.0 万 t

##### (6) 経済被害

直接経済被害 5 兆 4,803 億円

【参考】平成 23 年の被害想定調査結果

（宇都宮市直下 M7.3）

・建物全壊棟数 約 70,800 棟

・人的被害

死者 約 3,900 人

負傷者 約 32,100 人

## 2 栃木市の上位関連計画等

### (1) 第2次栃木市総合計画（令和5年3月策定）

#### ○計画策定の目的

栃木市自治基本条例などのまちづくりの前提となる指針、災害等を含めた社会環境の変化、市民等に対する意向調査の結果を踏まえ、さらに、新たな視点の導入、SDGs への貢献を目指して、市民と行政が一体となって取り組んでいくための目標としての将来像の実現に向けた本市のまちづくりの施策体系の構築や基本方針を横断する4つのプロジェクトに関する取組の位置づけを行い、具体的な施策や主要事業などを体系的にまとめ、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの前期5年間を計画期間として策定しました。

#### ○栃木市の将来都市像

##### 【将来都市像】

豊かな自然と共生し 優しさと強さが調和した 活力あふれる栃木市

##### 【人口の見通し】

まちづくり人口の目標値(令和14年)

〔定住人口〕145,300人 〔交流人口〕37,300人(一日当たり)

#### ○栃木市のまちづくりの体系

基本方針及び基本施策の体系を定める

##### 【基本方針】

- (1) 誰もが安全で安心して暮らせる栃木市  
・自然災害に備える強靱な都市環境の形成 等
- (2) 豊かな自然と共生する栃木市  
・環境負荷の少ない循環型社会への取組 等
- (3) 一人ひとりが学び成長できる栃木市  
・心身ともに健やかな人材を育む特色ある教育環境づくり 等
- (4) 子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてる栃木市  
・医療体制の強化や健康づくり活動を促進 等
- (5) 地域資源を生かした賑わいと活力のある栃木市  
・地域資源を生かした賑わいと活力のある栃木市等
- (6) 参画と協働による持続可能な栃木市  
・市民協働の推進、他自治体や民間との連携 等

※基本施策「安全安心な暮らしの確保」を例とした取り組み

##### ■防災・危機管理の強化

(成果指標)

- ・自主防災組織の組織数
- ・防災協定締結数

##### ■消防・救急体制の充実

(成果指標)

- ・住宅用火災警報器設置率
- ・普通救命講習年間開催数
- ・法定消防訓練実施回数

## (2) 栃木市地域防災計画（平成31年3月修正） ※令和7年度 計画策定中

栃木市地域防災計画は、栃木市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的としています。

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び栃木市防災会議条例(平成22年条例第23号)第2条の規定に基づき、栃木市防災会議が策定する計画であり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めるものです。

### ○計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
- 第3編 震災対策編
- 第4編 火災・事故災害対策編（火災対策、交通関係事故災害対策、放射性物質・危険物等事故対策）
- 第5編 原子力災害対策編
- 資料編

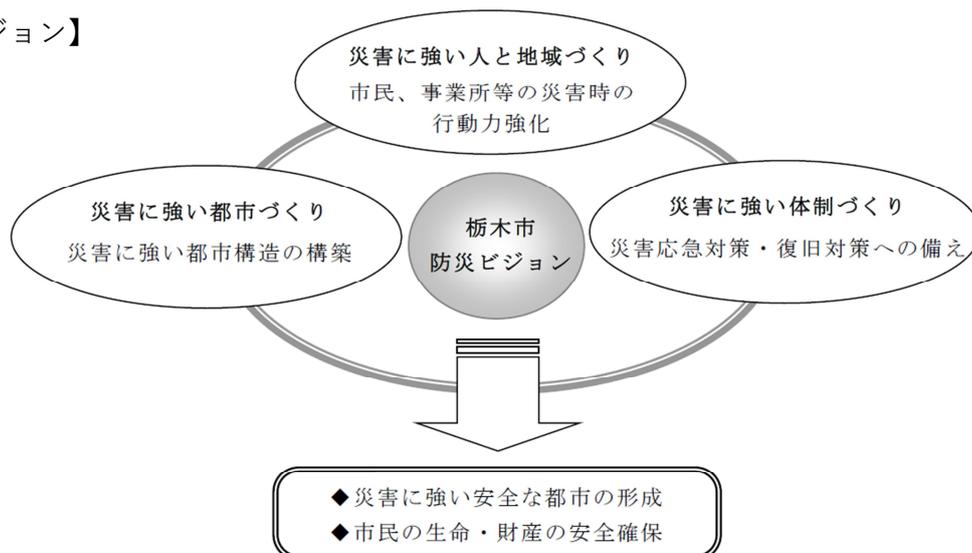
### ○防災ビジョン

「第1編 総論」の「第6章 本市の災害対策の課題と防災ビジョン」より

#### 【基本方針】

市民の生命・財産を守り、安全で安心できる市民生活を確保することは、まちづくりの最も基本的な条件である。そのため、東日本大震災を始め、過去の大災害を教訓とし、本市の地理的特性や人口の高齢化、今後の開発動向等を踏まえた“より災害に強いまちづくり”を推進するため、対策の基本方針となる「防災ビジョン」を定める。

#### 【防災ビジョン】



## 参考資料 2 本市のリスクシナリオ（国・県との比較）

国土強靱化基本計画策定・改定ガイドライン(第2版)等の内容を踏まえ、本市におけるリスクシナリオの検討対象を以下のとおり、整理します。

(青字：栃木市において独自に検討するシナリオ)

(黄色網掛け：栃木県での位置付けは無いが、栃木市で検討するシナリオ)

図表 12：国の事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		県	市
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		● 1-1
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		● 1-2
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生		—
		1-4	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。）		● 1-3
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		● 1-4
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生		—
		1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		—
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		● 2-1
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		● 2-2
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生		● 2-3
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		● 2-4
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱		● 2-5
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		● 2-6
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生		● 2-7
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		● 3-1
		3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全		—
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		● 3-2
		独自	公共ストックの老朽化等によって生じた損失・損害等への対応の不備		● 3-3

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		県	市
4	経済活動は機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下		● 4-1
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		● 4-2
		4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響		—
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		—
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響		● 4-3
		4-6	異常湧水等による用水給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		● 4-4
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下		● 4-5
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態		● 5-1
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止		● 5-2
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止		● 5-3
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止		● 5-4
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		● 5-5
		独自	農業、商工業、観光業など地場産業の被害拡大と経済活動の停滞		● 5-6
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		● 6-1
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態		● 6-2
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		● 6-3
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		● 6-4
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		● 6-5
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		—
		独自	地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進み、結果として地域の活力・防災力の低下		● 6-6

※栃木県国土強靱化地域計画のパブリックコメント以降に確認し、整理します。

# 栃木市国土強靱化地域計画

令和8年3月策定

発行／栃木県栃木市

編集／栃木市 総合政策部 危機管理課

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

電話番号：0282-21-2551